

## 資料編

## ．OECDによる援助国NGOの分析

ここでは、OECDのDevelopment Centerが援助国における政府とNGOとの関係についてまとめた”Stakeholders: Government-NGO Partnerships for International Development”(1999)から、各国別のサマリーと各国の地方自治体とも関わる地方分権についての記述を掲げた。

### A．各国別分析のサマリー

(取り上げた国)

主要国として以下の12カ国を取り上げた。

日本、米国、フランス、ドイツ、英国、オランダ、カナダ、スウェーデン、デンマーク、イタリア、スペイン、スイス

(用語凡例)

国名：米国、英国、日本、その他カタカナ

協調資金供与 co-financing, responsive funding(Canada, Denmark,Switzerland)

代表組織 umbrella body

NGO社会(本当は「社会」より「業界」といった方がぴったりなのだが) NGO community

連携 partnership

審査 monitoring

依存 dependence

日本(Judith Randel and Tony German)

19世紀半ばにはじまった政府主導の近代化以前には、日本全体に相互扶助団体が存在していた。しかしながら、歴史的に仏教のチャリティを超えたフィランソロピーは寺院建立や古典教育・特殊教育のための私立学校設立が主の限定的なものにとどまった。政府が伝統的にリーダーシップを発揮し、ほとんどの社会サービスを自ら組織した。官僚制が支配的であったために、非政府的な活動は非常に限られたものとなった。1993年に公表されたデータ(経済企画庁)によると、前年にボランティア活動に従事した国民は3分の1に満たなかった。回答者の60%は「忙しすぎる」と答え、45%は参加する機会がないと答えている。

1991年以降、日本は世界最大の援助国となっており、1996年には160の国と地域に94億ドルのODAを供与している。1997年にはしかしODAは向こう3か年にわたり削減され、98年には10%弱の削減がはじまると公言された。

NGOに関しては定義の問題がある。多くの法人格を有する非営利団体は民間財団か準政府起源の団体である。多くの市民ベースの非営利団体は法人格を有していない。1989年まで日本政府はNGO支援制度をほとんど有しておらず、NGO社会は小さかった。しかし、1990年代を通じ、政府は、NGOの役割をますます重視し、公的資金の利用可能性を急速に拡大した。また定期的なNGO・政府間の対話を確立してきた。

日本からのすべての種類のNGOに対する援助の比率は、1993～4年に1.2%、1995年には上昇して1.8%となっているが、DAC諸国の標準からすると少ない。しかし、NGOが決定的

に重要な役割を果たした 1995 年の神戸大震災のような事件をきっかけにして、日本社会では N G O の重要性が新たに認識された。1997 年に日本の議会は非営利団体を以前より容易に登録する制度をつくり、N G O の税制上の取り扱いの改善についても希望が出てきている。こうしたステップによって規模、信認度とともに成長しつつある N G O セクターが強化され、開発援助の供与に関しても政府のパートナーとしてますます重要な存在になろう。

#### 米国 ( Ian Smillie )

米国の N G O (あるいは P V O) は非常に小規模な組織から世界の中でも最も大規模な N G O のいくつかまで広い範囲にわたっている。1995 年に、14 の米国 P V O が政府を含むすべての源泉から 1 億ドル以上の収入を得ている。U S A I D と P V O 社会の関係に関する 1997 年の報告書によれば、連携の性格は年々顕著に変化してきており、「U S A I D と P V O 社会は今やより共通の開発課題を共有しており、海外援助事業において建設的な対話を行っており、より協働的な関係の対する行政的な壁を解消するため協力し合っている。」

米国財務当局によれば 1996 年の P V O あるいは N G O の全資金供与は食糧援助を除いて 9 億 2,770 万ドルであった。これは O D A のほぼ 10.1% にあたっている。非緊急的なタイトル の食糧援助では P V O 事業は 93 年から 97 年にかけて 70% を上回っていた。1993 年に緊急食糧援助に関して P V O 事業は半分以上を占めていたが、96 年までに P V O のシェアは 23% まで低下している。食糧援助を除く U S A I D の災害対策予算は近年劇的に増加し、1997 年には 2 億ドルに達すると見込まれている。このうち、60% 以上は米国の P V O を経由して事業支出されている。U S A I D の開発教育事業は、1993 年以降の共和党多数の議会で批判的関心を引き、1998 年には上限が 50 万ドルに押さえられた。

P V O 評価活動の水準向上にも関わらず、1997 年報告書は、批判的である。「基礎的なデータの欠如、結果や効果の指標の強調、不適切な審査体制の結果、影響の問題より実施に関わる問題を指摘する報告がなされてきている。」

開発援助に関する米国の戦略的な目的や事業的な目的に重要性を付与されているため、米国の場合、他の国より、依存問題 dependency question が重大課題となっている。もちろん、依存は 2 通りの道筋から見ることが可能である。U S A I D は食糧援助の効果的な供与に関し、また緊急援助の高い比率に関し、米国 P V O に大きく依存している。また、P V O は、民主主義的な制度の発展に優先順位がある国の開発選択肢の多様性 development of pluralism に関して重要なウィンドウとチャンネルの役割を果たすことがますます認識されてきている。

#### フランス ( Judith Randel and Tony German )

フランスでは N G O は国民間の協力思想を強調するため、A S I ( *Associations de Solidarité Internationale* ) として、ますます知られるようになっていく。数では 1,000 以上とフランスの A S I 社会は大きい、ほとんどのものは小規模で地方的な組織であり、大規模な A S I の多くは他の E U 諸国の同等団体ほどの資源規模を有していない。特にフランスの人道主義的な N G O は多国籍的な緊急援助の受け手として目立っている。

長期的な A S I による開発事業に対応する政府の資金供与額は少なく(現在のところ O D A の 1% に満たない)、そのため依存は重要な問題となっていない。しかし、フランス政府は N G O との協力を拡大することに関心を持っているようである。A S I の人道主義的な働きに対する政府の資金供与はかなりの程度となっており、2 国間事業を通じた直接支援もまた行われている。

A S I と政府との間の対話は政治的問題や地球規模の課題 global issues には焦点が当たっていないものの拡大しつつある。いくつかのテーマ別あるいは地域別のネットワークとともにより多くの公式的な機構 ( C C D : *Commission Coopération Développement* のような ) 対話を拡大する機会を与えている。問題・課題別のアドボカシーは限られている。要因としては A S I 社

会の分裂があげられる。しかし、より重要なのは、フランスの援助と援助実施体制の性格である。開発協力政策はフランスの外交政策と緊密に結びついており、多くの政府部局が関係している。その複雑さが A S I のアドボカシー活動の発展を制約していると思われる。

1997 年には、全国協議会 *assise* で協力高等評議会 *Haut Conseil de la Coopération* の創設の可能性について議論がなされた。これができれば、政府とより広い開発コミュニティとの間の対話の主たる新しい広場がとなるだろう。*Haut Conseil* ができれば、透明性が増し、フランスの開発援助に関するより効果的な対話とより深い A S I 理解の機会が創出されるであろう。

ドイツ (Judith Randel and Tony German)

1962 年にはドイツは D A C 諸国の中で初めて N G O との協調資金供与を導入した国である。今日、ドイツの N G O セクターは非常に大きい。2,000 団体のうち 9 団体はヨーロッパの 25 の最大手 N G O の中に数えられている。N G O セクターは、3 つのカテゴリーからなっている。すなわち、教会ベースの N G O、政党系財団、そして民間無派閥組織である。それぞれは独立した財政構造を有している。最近まで大手 N G O が N G O 界を支配しており、政府と小規模 N G O との対話はほとんどなかった。1995 年に、すべての開発 N G O の連合体として *Verband Entwicklungspolitik Deutscher Nichtregierungs-organisationen* ( V E N R O、ドイツ N G O 協会) が創設され、小規模 N G O は経済協力・開発援助省 B M Z との公式的な情報交換と対話の新しい機会を得ることとなった。

1996 年～97 年に、ドイツは B M Z 予算の 9% に当たる約 6 億 8 千万ドイツマルク (4 億 5 千万ドル) の資金を N G O に割り当てた。これは N G O の収入の約 40% に当たる。教会組織と政党系財団は全体の 89% を配分されており、両者の割合はちょうど半々である。

N G O は開発教育に関してはわずかの公的支援しか受け取っていないが、B M Z は国民啓発・情報関係事業を設けており、優先順位の高いものとして拡大傾向にある。N G O と政府との対話は全く公式的なものである。N G O は国別計画資料に対するコメントを求められ、V E N R O は国民の議論にそれを付す。

1996 年のコペンハーゲン社会サミットの後、ドイツの N G O は一緒になって貧困緩和に対する B M Z と自らのアプローチについての分析を行った。自ら説明責任の必要性を感じ取ったことである。この成果の B M Z と N G O の援助実施に関する改善提案は、これまでのような批判の応酬のような対話ではないよりポジティブな将来の対話の建設的なベースとなる。

英国 (Judith Randel and Tony German)

英国の N G O 社会は世界的に見て最大かつ最も発達したものの 1 つである。400 にのぼる N G O が幅広い開発活動や意識啓発活動に従事している。Oxfam や Save the Children といったいくつかの N G O は世界的にも目立っている。

英国の開発協力省 ( D F I D ) は、協調資金供与制度 *Joint Funding Scheme* や大規模 N G O へのブロック・グラントや緊急援助資金供与を通じ、そしてボランティア活動支援を通じて N G O への支援を行っている。N G O はまた 2 国間援助デスクや分権化された管理事務所からの資金供与を得て活動する新しい機会を与えられている。1997 年以降、新しい全国くじが海外事業に対する追加的な資金源となっている\*。

英国では、課題別活動にますます重点をおきつつあることを反映して、幅広い N G O ネットワークができています。統一的代表組織である英国海外開発援助 N G O ( *British Overseas NGOs for Development: BOND\*\** ) が設立され、情報共有と政策課題について D F I D と共同行動をとる新しい機会が特に小規模・中規模 N G O に対して与えられた。チャリタブル・ステータスに関する規則が、多くの者がみるところますます重要な活動分野となっているアドボカシーに英国の N G O が従事することを特に妨げているわけではない。

事業レベルでは、NGOはますます専門的になる努力を増大させている。評価がますます重要になっているが、それはDFIDにとって優先課題であるからと言うわけでない。1997年には、NGOは新しい開発アジェンダを掲げる新政府によって提供されることとなった挑戦と機会に対して適応の段階にある。

1996年に英国のODAは実質2%の減少となった。ODA対GNP比率は1995年の0.29%から1996年に0.27%へと低下した。新しい政府が1997年5月に選出された。白書 *Eliminating World Poverty: Challenge for the 21st Century* で概要が提示されたその政策によれば、この低下は見直され、対GNP比0.7%を目標とすることが再確認されている。

\*1997年には慈善理由による配分額5億ポンド(7億8千万ドル)のうち5%にあたる2,500万ポンド(約3,900万ドル)が開発NGOに配分。日本の国際ボランティア貯金のピーク時配分額30億円(94年度)よりも多い。

\*\*ODAの資金協力を得て、関心あるNGOによって1993年に設立された。1997年半ばにメンバーは英国NGO150団体に及んでいる。

#### オランダ (Judith Randel and Tony German)

オランダのNGO対政府関係は2つの点で目立っている。第1に、300以上のNGOが海外援助に関わっているが、政府との協調資金供与の特別の枠組みを有する4つの組織によってNGO社会は支配されてきている。すなわち、

- ・ Inter-Church Organization for Development Cooperation(ICCO)
- ・ Catholic Organization for Development Cooperation(BILANC、以前のCEBEMO)
- ・ Netherlands Organization for International Development Cooperation(NOVIB)
- ・ Humanist Institute for Cooperation with Developing Countries(HIVOS)

の4組織である。第2は、NGO対政府関係の合意的性格 (consensual nature) であり、これは多くの者が見るところオランダ社会の明らかな反映である\*。

オランダのNGOは政府との間の協調と対話のための単一の代表組織をもっていないが、種々のネットワークや連携によって、相互の利害に関わる問題に関して、共同して当たったり、政府とともに行動したりすることを可能としている。

NGOに対する政府の資金供与は近年かなり増大している。協調資金供与組織(CFO)への割当額は総援助額の90年代初めの6%から96年には9%以上に上昇しており、99年にはオランダのODAの10%に達する。援助支出の対GNP0.8%基準とオランダ経済の好調から、協調資金供与組織は資金面で急速な成長を経験しつつある。

1995年に政府は分権化へ向けた大きなステップを開始した。これは、オランダの援助の多くの部分の管理責任を大使館に委譲するものである。1997年末の段階では、NGOはこうした変化に適応する途上にある。

\*伝統的な政労使の合意システムが有名であり、世界でおそらくはじめての労働時間差(パートタイマー)差別の撤廃(1996年労働時間法)もこのシステムの下で実現した。(訳者)

#### カナダ (Ian Smillie)

カナダのNGOは、非常に小規模なものから一握りの非常に大規模な組織まで規模が様々である。すべての資金収入の約半分が里親アピールから引き出されている。カナダのODAの削減はここ数年にわたる傾向であり、1998~99年も継続されると予想されている。比例的な削減がカナダのNGOに対しても適用される。

カナダ国際開発省 (Canadian International Development Agency: CIDA) は、NGOに対

して協調資金供与 matching grant programme を行っており、また 2 国間援助事業を通じ委託契約ベースで利用可能な資金供与を行っている。大体カナダの食糧援助の 14%、C I D A の緊急援助支出の 12% はカナダの N G O を通じて供与されている。N G O のインパクトを評価することは、部分的には、インパクトを測定することが優先課題となっていないことから、また基礎データや審査情報が弱いか欠如しているため困難となっている。

カナダの N G O の C I D A への依存比率は非常に様々である。平均比率は約 47% であるが、ある場合は、80% の高さとなっている。平均比率はカナダの国内部門の場合の方が高くなり、収入の 56% が政府から得られていると見積もられる。国際 N G O の依存の質はしかしながら変化がある。政府支援は 1960 年代に単純なマッチング方式からはじまった。C I D A の協調プログラム responsive programme は、どのぐらいの金額を支出すべきかを吟味し、受け取り手がいかにそうするよう組織化できるかを決定することに関心を払うようになってきた。開発教育への政府補助の変化(削減)は多くの N G O の声を効果的に黙らせる結果となった。いくつかの N G O にとって、協調メカニズムは今や C I D A からの収入のより小さな部分となっており、最も大きな N G O でも全体として 50% にしかすぎない部分となっている。新しい競争入札手続きの影響が強くなった委託契約が近年の流れになりつつある。

スウェーデン (Judith Randel and Tony German)

国際開発 N G O は、自由教会、協同組合運動、禁酒運動、労働運動と組織によって関心や価値が異なるもののスウェーデン社会に強い国民的基盤を有している。それらはまたスウェーデンの政府開発援助に強く組み込まれている。N G O も S i d a ( Swedish International Development Authority ) も相互依存性について認識している。S i d a は N G O を国民的支持及び開発に対する草の根アプローチを見ている。N G O は資金面及び S i d a の政策と事業への影響の機会という面から恩恵を受けている。

N G O は 13 のフレームワーク N G O を通じて資金を受け取っている。フレームワーク N G O は、教会に基盤を持つものからアフリカに特に焦点を当てた N G O や Forum Syd までにわたり、これらを通じて多くの小規模 N G O は政府資金にアクセスしている。その他の政府資金供与と制度としては、中東欧支援、人道主義資金、ボランティア事業、そしてますます拡大している 2 国間委託契約などがある。

S i d a の大きな再編(商業ベースの開発協力と関連する機関の統合を含む)が、政府と N G O の関係の緊密性を減じることはなかった。実際は、これによって N G O と民間部門が対話する新しい機会が提供されることとなった。スウェーデンの E U 加盟への対応や予算削減の挑戦は N G O と S i d a が共有する課題事項を強化してきている。両者は、援助削減や世論調査で国民の支持が低下してきているようにみえる点を受けて、国民意識を高め、開発援助に対する政治的な関心を補強する企てをそれぞれ進めてきている。

説明責任が大きく重視されて来ていることから N G O の調整機能に新たに重点をおいた N G O 活動の査定が多くなっている。N G O 活動に対する 1995 年の大がかりな評価の結果によると、直接の事業成果は一般に満足すべき水準であるが戦略的なインパクトにより焦点を当てるべきだとされている。この結果、N G O が何をなし得るのか、という点に関するより現実的な認識がもたらされ、また、貧困、ジェンダー、人権、及び環境といったスウェーデンの援助の主要な優先課題に対する N G O の寄与について、N G O と S i d a の間で対話を強化することにつながってきている。

デンマーク (Judith Randel and Tony German)

デンマークの N G O 社会は、デンマークの開発援助が基礎をおく重要な要素の一つと見なされている。デンマークの海外活動 N G O の起源はミッション(海外布教)と戦後の救済・復興に求

められる。デンマーク社会が目立って関心を抱いている労働権、国際親善、教会、子供の権利、そして公正貿易（フェア・トレード）は、今日のNGO社会に明確に反映している。

NGOはデンマークのODAの初期の姿をつくるのに貢献し、今でも産業界や学界とともに援助戦略に寄与し続けている。量的に大きく、そして強力な貧困志向をもつデンマークの援助事業は、援助社会それ自体ばかりでなく、世論調査によれば、より広いデンマーク国民の間の合意に基づいている。

1987年にはデンマークの援助の実施においてNGOの関与を拡大する決定が政府によってなされ、今では、デンマークの2国間援助の約6分の1がNGOによって供与されている\*。資金供与面でのこうした拡大にともなって、NGOへの期待が高まり（デンマーク外務省の開発協力管理機関であるDANIDAの期待、及びNGO自体の期待）、また専門性がより強調されるようになってきている。

DANIDAによる海外事業に対する資金供与の寛大さ（100%までの資金供与が利用可能）から、デンマークの大手NGOの中には収入の90%以上が政府資金というところもある。NGOのアドボカシーについてはこうした財政的な依存のレベルによって制約されているようには見えないが、これに伴う専門性が母国でも海外でも自らの草の根からNGOを遠ざける結果になる可能性があるという疑念を抱く観察者もいる。

\*95年に10億DKr（1億7,850ドル）が政府援助のうちNGOを通して供与された資金額である。うち多くを占める協調資金供与の計画額は95年～97年にそれぞれ125.9、121.4、127.7（百万ドル）で推移している。DAC統計ではODAのうちNGO経由比率は0.4%、経由額は7百万ドルと低く（97年）、こうした実態を反映していない。

#### イタリア（Mario Gay and Anna Schiavoni）

1980年代末から1990年代前半にかけてイタリアのNGOは年々悪化する厳しい危機に見舞われた。1996年にこうした傾向はより安定した政治環境のおかげで変化した。NGOに対する資金供与手続きはなお制限された困難なものであるとはいえ、新しい安定性のある環境はNGO社会にプラスの影響を与えている。

イタリアの開発協力は2国間援助の供与に関して長らく続いている諸問題によって特徴づけられている。しかしながら、この稿を執筆している時点では、改革に対する政治的論議が進み、1998年半ばにはODA関連の新立法が実現しそうである。また、ODA管理は、援助管理を合理化するための法令、規則、諸手続の承認によって改善されつつある。

政府の協調資金供与の削減にも関わらず、イタリアのNGO世界は全体として脆弱化しているようには見えず、実際には、回復の兆候が見えつつある。こうした見方は、以下のような一般傾向に基づいている。

ヨーロッパの影響が、資金供与の可能性ばかりでなく、ヨーロッパ次元の援助の意識の高まりに関しても、かなりの程度拡大してきている。EUボランティアNGO連携委員会（CLONG：Comité de Liaison des ONG de Volontariat）や他の欧州NGO団体への参加が増えつつあると同時に、ブリュッセルにおけるオフィスや連絡所の設立を含め、他の欧州のNGOやネットワークとの調整が進みつつある。この傾向は継続し、将来に向けて拡大しよう。

イタリアでは、また、地域単位、州単位、地方単位当局の分権化された援助やそれと関係が重要性を増しつつある。この結果、資金源の多様化がもたらされ、またそればかりでなく、全国的により深く根づいた活動が確立してきている。この傾向は、将来にわたって重要性が増すと思われる。また、NGOがアドボカシーやキャンペーン活動を拡大しなければならないと感じているニーズとも対応している。

調整機能の改善へ向けた傾向は、3つのイニシアチブに結びついている。

a)自己管理できるメンバーからなる新しいNGO連合の設立

b)すべてのNGOが参加する特定分野、あるいは特定国（最初はパレスティナとアルバニア）を対象としたプラットフォームの設立  
c)イタリアと「南」におけるプロジェクトの実施のためのコンソーシアムの活用

スペイン (Christian L. Freres)

全体としてスペインのNGOは成熟途上である\*が、大きな事業を展開しているNGOの数は少なく、財政上、相対的に独立しているものの数も少数である。近年、スペインのNGOはますます公的資金への依存を強めてきている。スペインで特筆すべき特徴的な事実は、援助ドナーとして地方政府や都市自治体の重要性が増してきており、それらが自らの資金のほとんどをNGOを通じて供与していることである。

政府とNGOとの関係は複雑である。社会党政権(1982~96年)は、協調資金供与を開始し、NGO社会と共通の見解を表明していた。しかし、末期になると、こうした組織による援助事業の本格的な改革を制度化し、ODAレベルを上昇させようとする試みに余り協力的でなくなっていた。1996年以後の保守党政府は、NGOに対してはもっと監督を強化する必要があると感じていたため、どちらかというとなGOに対し対決姿勢を取り始めた。当初の緊張が解けた後、対話のチャンネルが開かれ、今は、多くの問題に対して普通の議論がなされている。しかし、NGOは開発協力法に大きな影響を与えられず、また政府の援助削減を止めさせることにも成功していない。

\*スペインのNGOが若い理由として、フランコ政権下で市民社会が発展できなかったこととスペイン自体1981年まで被援助国であったという2点があげられる。なお援助後発国であることからODAの対GNP比にも敏感であり、1994年には「0.7%」運動が起こり、ハンガーストライキ、署名運動などの結果、「連帯へ向けた国民合意」への政党署名、援助予算の拡大に結びついた。

スイス (Judith Randel and Tony German)

大手30、中小150の組織からなるスイスのNGO社会は、長いボランティア活動、慈善活動の伝統を有し、海外活動とともに民主主義やスイスの国際関係への貢献で評価されている。

スイスの開発援助機関(SDC)は明快なNGO戦略を有しており、機能向上、専門性、首尾一貫した事業を開発する能力を支援するため大手組織に資源を集中させている。12の大手団体が1995年に5,000万スイスフランの協調資金供与を受けており、政府により、明確な優先課題、戦略的アプローチ、事業の計画・実施・モニタリング・評価の高い基準を求められている。中小NGOは事業資金や経営や企画へのアドバイスを受ける資格がある。

緊急援助資金は6つのNGO団体にほとんど集中している。SDCはNGOが共同して行うボランティア・プログラムであるUNITEを通じたボランティアの活動の全コストを負担している。アンレジ en régie (請負) 資金はNGOに委託するSDC事業である。Helvetas と Swisscontract と Intercooperación (この目的のために特に設立されたNGOコンソーシアム) がアンレジ資金の80%を受け取っている。アンレジ資金は1996年には総額6,000万スイスフラン(4,700万ドル)となっている。SDCからの連邦政府補助に加え、スイスのNGOは収入の約5%を26の県から受け取っている。

単一のNGO代表組織はないが、数多くの連合体が存在し、その中では5つの大手NGOからなるスイス連盟 Swiss Coalitionが最も影響力のある組織である。NGOと政府との公式、非公式の対話は、相乗効果と経験からの学習を大きな優先課題としていることをあらわしている。SDCとNGOとの建設的な関係はスイスの援助の質を改善するための共同アプローチが存在していることを示している。政府は開発援助を支持する有権者を増やすためすべてのNGOと共同



歩調をとることに躍起となっている。例えば、70%のSDC出資による新しい財団が学校における開発教育を促進するため設立されている。

SDCは20年間にわたって南のNGOと協力してきたが、関連した資金供与の額は明らかでない。SDCもスイスのNGOも落とし穴があることを意識している。東欧での活動に積極的なNGOがあるが、この地域に対する新しいSDC戦略はスイスのNGOの将来の役割を不確実なものとしたままである。

## B. 各国の地方分権関係記述

(取り上げた国)

地方分権関係の記述のある以下の3カ国を取り上げた。

カナダ、イタリア、スペイン

カナダ(報告者は(1)と同じ、以下同様)

### NGO州組織

1970年代、1980年代に国際協力の州会議が大西洋岸諸州、ケベック、オンタリオ、そして全西部諸州のNGOによって結成された。これらの中のいくつかは、州政府の資金、特にケベック州や西部諸州の政府資金を引き出したり、それを運営したりするためだった。それらは、また、全国集会に参加する旅行費用が高すぎて難しい大国において、開発議論や開発教育を行うための地方フォーラムとして位置づけられた。1990年代初めまでは、すべての州会議がCIDAから運営と事業の収入のかなりの部分を受け取っていた。2種のタイプのCIDA予算の削減がこうした会議の機能を著しく損なった。第1に、海外事業を行っていない組織に対する開発教育資金の廃止(1995年)である。第2に、分権化資金供与制度の廃止である。これについては後段で詳しくふれる。最終的な結果としては、州会議とそれが支援していたいくつかの小規模開発教育組織が最も厳しい状況となった。ミネソタでは会議のスタッフが50%以上削減された。IDEA開発教育センターは直ちに閉鎖され、他の開発教育事業も大きく切りつめられた。サスカチュワン州では州会議がスタッフを3分の2以上削減し、2つの開発教育センターが閉鎖された。ブリティッシュ・コロンビア州では州会議が常駐スタッフをゼロにした。

NGOへの政府支援：カナダ連携局(Canadian Partnership Branch)(部分)

CIDAのカナダ連携局(CPB: Canadian Partnership Branch)は、「開発途上国とカナダの営利組織及び非営利組織のパートナー間の紐帯の確立を促進・支持することによって途上国の維持可能な開発を育成することを目的としている。」

多くの政府開発機関と同様にCIDAは最初プロジェクト単位でNGOに資金供与していたが、1980年代の初めに大手組織への複数年事業資金供与にシフトした。

1980年代の試行の後、1990年代初めに小規模NGOへの資金供与を地域資金団体、その多くはNGOの連合組織やNGO州会議に委せる決定をした。目的は、官僚制の弊害を低減し、CIDAにとっても申請者にとっても時間のかかる小規模資金申請の手続きを合理化することであった。このシステムはしかし2年も続かず、大臣決定が方向を逆転させ、すべての資金供与をCIDAの本部に再集中させた。

CIDAはこうした変化に対処するためもあって複数年事業資金の受け皿組織の数を拡大した。1996~97年に59団体が団体によって年間12万1千~880万カナダドルの配分を受け取っている。小規模NGOへのプロジェクト毎の資金供与を再導入する制度\*\*が生まれたが、多くの特定の資金受け皿代表組織は政策環境の変化の中で本拠を失った状態となっている。例えば、アフリカのNGOとアフリカのNGO代表組織を支援していたアフリカ・カナダ・パートナーシップは、事実上CPB資金のすべてを失い、かつての存在の単なる継承者として、あるいはCIDAの2国間援助プログラムから資金を探すことによってしか生き残れない状態となった。

\* N G O の全国代表組織は国際協力カナダ会議 C C I C ( Canadian Council for International Cooperation )

\*\*最低限 2 年の海外開発活動の経験を持つカナダの N G O に開かれている「プロジェクト機関」 ( Project Facility )

## イタリア

### 分権化された協力

イタリアにおける重要で興味深い開発援助の特徴は開発プログラムが地域、都市及びその他の地方政府の間で成長してきている点である。これは、「分権化援助」( cooperazione decentrata ) として知られており、非国家活動や地方自治の拡大に価値をおく環境にバックアップされている。分権化援助都市フォーラム ( Foro delle città per la cooperazione decentrata ) が 1995 年に結成され、1997 年の半ばまでにベニス、ローマ、ミラノ、ジェノバ、トリノ、ナポリを含む 26 都市が加わっている。さらに 40 以上が加わろうとしていると言われている。地域レベルでも、開発援助地域間緩観測機関 ( O I C S ) がローマにおかれ、地方政府の活動を調整している。分権化援助はその意図が宣言されているばかりでない。様々なレベルの数多くの地方当局がかなりの財政的な関与を示している ( 表参照 )

1997 年にベルガモは開発援助に 10 億リラ ( 58 万 8 千ドル ) をさき、ミラノは 8 億リラ ( 47 万ドル ) を提供した。都市自治体は開発援助活動に筆頭 3 予算の 0.8% を割くことを許された。これにより、都市自治体は協調資金 twinning や一般的な開発事業以上のことに乗り出す可能性を得た。

貧困と闘う経験の共有はイタリアのコミュニティと開発途上国のコミュニティとの間の協力にとって不可欠の要素である。イタリアにおいて社会的疎外を克服するための政策と「南」において持続的開発を促す政策とを結びつけようとする強い連帯の要素が存在している。こうしたタイプの援助協力はもともと O D A より N G O 運動と親近性が高く、イタリア国民の「お金」でなく「参加」を促すものである。N G O はまた訓練や技術支援を通してコミュニティ・リレーションに専門性を提供する存在として参加が求められる。

N G O は都市自治体との関係を深めつつあるが、都市自治体が国民の関心と志向の対象として N G O に取って代わるとは考えられない。また分権化援助も国家レベルでの政府援助に取って代わられるようなものではない。都市自治体の活動は、1980 年代以降の N G O の成長ばかりでなく、大学や研究機関の活動の拡大に見られる、開発援助に対する幅広い、分権化されたアプローチの一部と見なすことが可能である。

N G O は都市自治体との関係を深めつつあるが、都市自治体が国民の関心と志向の対象として N G O に取って代わるとは考えられない。また分権化援助も国家レベルでの政府援助に取って代わられるようなものではない。都市自治体の活動は、1980 年代以降の N G O の成長ばかりでなく、大学や研究機関の活動の拡大に見られる、開発援助に対する幅広い、分権化されたアプローチの一部と見なすことが可能である。

この分権化アプローチは、有機的で一体をなすアプローチであり、援助事業を通じてイタリアで採用された様々な社会開発促進戦略から生まれたと論じられるが、分権化アプローチが一連のアドホックな活動に終始し、車輪を一から回しはじめ過去の経験を無駄にすることにつながる危

地方政府の開発援助支出 ( 1996 年 )

地域	百万リラ	百万円
Emilia Romagna	1183	83.3
Liguria	548	38.6
Lonbardia	1686	118.7
Marche	40	2.8
Piemonte	500	35.2
Toscana	476	33.5
Valle D'Acosta	180	12.7
Veneto	1	0.1
都市自治体		
Bergamo	313	22.0
Florence	87	6.1
Milan	977	68.8

( 注 ) 14.2 リラ / 円で換算

険が存在している。このアプローチは地方のコミュニティへの関与を通じて普通のイタリア国民が開発援助により多く参加することの可能性とバランスが保たれねばならない。

地域的なアプローチが必ずしも支離滅裂な活動に結びつくわけではないことは、都市自治体と連携したアドホックな市民グループの活動からはじまったイタリアのボスニア再建に対する支援によって実証されている。この活動は調整会議 Tavolo di Coordinamento を通じて調整された。この委員会は、政府職員、NGO、地方当局、地域政府がともに前ユーゴスラビアの援助を調整するため 1993 年に設立された。1996 年の DAC の援助審査報告書の指摘によれば、イタリアの地域や都市、そしてボランティア組織や NGO の精神的な資源や組織的な人材・能力を引きつけるようなこうしたイニシアチブの結果は以下のようなものである。

「紛争地域における緊急援助や再建努力へのイタリア・アプローチは物質援助を超えて社会問題を認識することの重要性を示した。イタリアは、こうした複雑な次元に取り組む実践的な方法を大きく進歩させた。」

これは、非常にプラスの経験であったが、特殊な性格をもつ唯一無二の経験であり、その他の状況で再現することは難しい。

## スペイン

### スペインの NGO 社会の規模（部分）

過去数年スペインの NGO 社会の規模を決めるのはますます難しくなっているが、推定では約 300 団体とされている。最近まで 3 分の 2 はマドリッドかバルセロナに本拠をおき、1983 年に設立された全国的なプラットフォーム、すなわち代表組織である開発 NGO 調整機構 Coordinadora de ONG para el Desarrollo のメンバーだった。調整機構のメンバーは 1994 年の 72 から 97 年の 93 へと増加している。ヨーロッパ基準ではそれは最も包括的で公式的な NGO 代表組織である。

調整機構のメンバーではなく、中核的な 2 都市以外に本拠をおく NGO の数がキノコのように増加している。これは、スペインにおける「分権化援助」と並行する現象である。17 すべての自治州は、何十もの都市自治体や県政府とともにほとんどの場合過去数年間に自前の援助プログラムを創設している。しかし、これらのうちいくつか（カタロニアやバスク、あるいはビトリア市）は少なくとも近代的な 2 国間援助プログラムと同じだけ古い歴史を有している。資金の可能性が拡大するとともに多くの新しい NGO がこれら地域で出現し、新しい調整団体も創立した。200 以上の NGO がこれらの近隣型調整機構のメンバーである。カタロニア NGO 連盟だけで 50 以上のメンバーを有している。全国調整機構と重複があるのは、地方メンバーの多くが全国 NGO になっているため、不可避である。

こうした調整機構構造に組み込まれていない小 NGO の数は限られている。特に重要であるのは「0.7% プラットフォーム」である。ハンガーストライキやその他のキャンペーンに引き続いて、1994 年秋にはスペイン中の連帯キャンプを通じて、広く国民の関心を喚起することとなった。この運動は ODA 対 GNP 比 0.7% 達成の 50 万人署名を集め、「連帯へ向けた国民合意」への政党署名を獲得した。これらキャンペーンの結果、政府は 1995 年に援助予算と NGO への補助プログラムを顕著に拡大することとなった。NGO への民間寄付もまた目立って上昇し、1991 年から 95 年にかけて倍増した結果 1 億 3,700 万ドルに達した。

### NGO 資金：公的及び民間（部分）

政府と欧州委員会と並ぶ第 3 の大きな公的資金源は自治州や都市自治体からのものである（全体の 15%）。これらから調整機構メンバーへ供与された額は 1992 年から 95 年にかけて倍増し、NGO 情報によれば 30 億ペセタ（約 2,400 万ドル）近くに拡大している。これは多くの分権化

された行政体が開発援助活動に予算の 0.7%を割くと決定したことが大きい。1996 年に NGO は地方政府から 1 億 1 千万ドルを受け取っている。

1991～95 年に Coordinadora メンバーは、年平均 120 億ペセタ（約 9,500 万ドル）を一般市民から得ていた。そのうち大部分は 10 に満たない大手 NGO に集中していた。1993 年以降、NGO への民間資金は劇的には伸びなくなったが、94 年は、ルワンダの人道主義上の悲劇への市民の巨大な反応によって急速に増額した（ある研究によるとこの緊急事態に対するスペイン市民の 1 人当たり拠出金はヨーロッパ最大であった）。民間資金の停滞は、NGO が公的資金にますます依存する傾向を説明する大きな要因である。少数の NGO（主として大きな人道主義的な援助プログラムを有するもの）だけが、自立性を十分確保するに足るだけの定期的なドナーの大きなネットワークを有しているにすぎない。

## ・ヒアリング結果

### A．NGO関係

#### 1) NGO活動推進センター

【訪問先】NGO活動推進センター（JANIC）

【住 所】千代田区神田錦町 2 - 9 - 1 齊藤ビル5 F

【面談者】常務理事・事務局長 伊藤 道雄 氏

【日 時】2000年2月3日 13:30

#### （1）JANICの組織・運営などについて

##### JANICの会員など

- ・NGOはボランティアな組織なので、正確には把握できないが、国際協力関連のNGOは全国で400～450団体ある（うち368はダイレクトリーに掲載されている）。
- ・そのなかで、JANICに加盟していないNGOは300程度ある。それらに対しても、JANICは組織の資料を送付するなど情報の発信を行っている。
- ・各団体の予算額や人員数等の規模で見ると、8～9割程度をJANIC会員は占めている。
- ・JANICの主なメンバーは以下からなる。
  - 1) 正会員（NGO団体、約60団体）
  - 2) 維持会員（組合等の団体、約30団体および個人）
  - 3) 賛助団体（企業など15社）
- ・正会員は理事決定に参加する権利あり。また事務局から優先的に情報提供される。
- ・正会員は、組織規模に応じて数段階に分けられており会費が異なる。
- ・維持会員には個人会員の制度もある。現在800人強。

#### 【別紙1、JANIC会員規定を参照】

##### JANICの運営など

- ・JANICの年間予算は9,000万円程度。有給スタッフは11人。
- ・理事会は個人資格として理事をやる。全国レベルでNGO推進を考えるという資格要件あり。

#### 他のNGOのアンブレラ組織などに関して

- ・ J A N I C 以外の主要な組織として、「関西 N G O 協議会」「名古屋 N G O センター」がある。
- ・ 3 つとも全国組織ではなく、各地域の N G O センターとしての位置づけである。
- ・ J A N I C、関西 N G O 協議会、名古屋 N G O センターの 3 つとも 10 年前の同じ頃にできたが、その活動状況については 10 年間で差がついている。J A N I C 以外の 2 つは、地域レベルの活動にとどまっており、加盟団体にもあまり全国レベルで活動しているものはない。ただし、3 つのセンターに重なって加入している N G O もある。
- ・ 関西 N G O 協議会は年間予算 400 万円程度で有給スタッフはいない。団体を会員とする協議会形式で運営されている。
- ・ 名古屋 N G O センターは J A N I C のメンバーにもなっており、そのルートでも情報が共有化されている。
- ・ 3 つの組織を含む各地域組織の全国的上部組織として「ネットワーク N G O 全国会議」がある。
- ・ 「ネットワーク N G O 全国会議」には J A N I C、関西 N G O 協議会、名古屋 N G O センター、神戸 N G O 協議会、南北ネットワーク岡山、N G O 福岡ネットワーク、埼玉 N G O 協議会、ネパール N G O 連絡会等の集結により、98 年に立ち上げられた。

## ( 2 ) 「 O D A 中期政策への提言」の作成

NGO による提言の意義、外務省に対する評価など

- ・ 1999 年 6 月に、NGO の立場からの O D A 変革に向けた提案として「O D A 中期政策への提言」を作成し、提言を行った。
- ・ 「O D A 中期政策への提言」の主催者に関西が入っていないが、単に手続き上の問題で、考え方が違うなどの問題があるわけではない。
- ・ 「N G O ・ 外務省定期協議会」は J A N I C ( 5 名 )、関西 N G O 協議会 ( 2 名 )、名古屋 N G O センター ( 1 名 ) により構成されており、「21 世紀に向けての O D A 改革懇談会報告」をフォローアップのための小委員会も設けられ、そこでも提言が策定されたが、だいたい同じような内容のものになっている。
- ・ 「O D A 中期政策への提言」は N G O が勝手に出した意見書だが、外務省が O D A 中期政策に取り入れていたのでむしろ驚いた。
- ・ 外務省としては、大蔵省など他省庁や経済界などからの圧力があつたのに、あの内容になったことは評価している。これまでならあそこまでは踏み込めなかつただろう。日本が貧困削減目標の策定などで主導権を發揮した D A C 新戦略や、世の中の様々な提言などもあって、外務省もぎりぎりのところまで頑張つたのではないだろうか。

【資料編 . . . の「O D A 中期政策への提言」を参照】

「ODA中期政策への提言」の中で提言されている政府とNGOとの連携

- ・「草の根無償資金協力」における地元NGOとの定期協議が始まっている。その最初の事例として、96年からJANICが人事交流の運動を進めた結果、その成果として元NGO（日本UNESCO協会）組織員が98年にフィリピン日本大使館の担当者となり地元NGOとの定期協議が始まった。これは非常に高い評価を受けており、他国への波及が進むであろう。
- ・「ODA総合政策協議会」はまだ取り組まれておらず、課題として残っている。
- ・単年度主義の改革は、日本の予算（特に大蔵省）の問題でODAの枠組みを越えたものであり、その克服は困難だろう。

### （3）公的資金援助や間接費用補助の問題

公的資金援助と各団体の主体性

- ・今では、現地への人材派遣費用などの事業管理費までは援助されるが（長い運動で可能となった）たとえば本部関連の経費までは出ない。
- ・間接経費補助が必要かどうかは、各団体の主体性の問題である。主体性が失われるかどうかのポイントになり、100%補助してもらっても主体性を維持できる場合もあれば、維持できない場合もあろう。善し悪しを一律に考えることもない。
- ・JANICとしては1/3は自己財源で活動するのが望ましいという方針を一応かかげている。
- ・しかし、これを満足させていない優良団体もある（例として、「緑のサヘル」がある）現地での活動を重視し有益な活動をする結果、補助金獲得に至り、本部での自己資金調達活動が手薄になるため、自己資金比率が低下してしまうということがある。
- ・補助の問題の背後には、「国際協力達成の基準をどう考えるか」という問題があり、その点で各団体の理念にまかせるほかないだろう。

1) 現地の人助かるかどうかという結果を基準として考える

どんな資金でも良いということになる。（事業系、技術系、職人系に多い）

2) 自分のからだを清めたい

（政府や、公営ギャンブル収益をもとにした援助資金などの）「けがれた」お金はうけない、ということになる。（アドボカシー系、宗教系に多い）

NGOの活動からみた公的補助制度の課題

- ・各団体の主体性によるとはいえ、公的補助で、事業の混乱を引き起こすような側面は問題である。必ずしも政府がNGOに対して管理強化しようとしているわけではないが、制度上の問題から結果としてNGO管理強化となっている面が多く、それがNGOによ



る援助活動の障害となっている。

- ・例として、単年度主義、領収書提出等の制度がある。これらの制度により、団体の活動の柔軟性が失われ、タイムリーに援助を行うことができなくなる。
- ・政府からの援助資金をつかむことによって、その制約から日本のNGOまでもが官僚的にならざるを得なくなり（納期や手法などの点で）現地NGO等との間にトラブルが発生してしまうケースは多い。
- ・カナダのフィリピンに対する援助事業で、現地NGOと先進国NGOの連携が促進されている有効なスキームの事例がある。

【後掲の「参考：フィリピンにおけるカナダとのNGO連携事例」を参照】

- ・日本にはオイスカなどのような現地に事務所を置いて活動しているような団体はあまりない（約20ヶ所程度）。そうした現状下、カナダの事例のような仕組みでは、現地団体と国内NGOとが手を組みやすくなり、非常に有効な制度だ。

#### （４）弱いNGOの財務基盤と関連税制、個の文化など

##### 弱い個の文化とNGO財務の脆弱制

- ・NGOは多様で一概にはいえないが、一般に自己資金が乏しい。日本フォスター・プラン協会などの里親的支援活動の団体で、寄付を多く集め比較的資金力が強い組織もあるが、これは日本の子供に対する意識の高さの表われであり、例外的である。
- ・根本的に日本に個の文化がなく、個の主体性が弱いということが背景にある。（逆にアメリカは個の文化が極端に強い）
- ・日本人々はなかなか寄付ができない。個人で決められない。みんながやるならやるといふ風土がある（「赤い羽根募金」「歳末助け合い募金」などはそうした典型だとも考えられる）。
- ・「心のともなわない寄付はうまくいく」
- ・全国で、個人会員としてNGOをサポートしているのは35,6万人程度しかいない。

##### 税制、事業収益など

- ・寄付が優遇されない税制の問題もあるが、個人については税制の影響はほとんどない。企業についても実際には限度枠を一杯に使っているわけではなく、その意味で税制は本質ではない。特定公益増進法人として指定されているオイスカのような団体ですら、企業に寄付してもらうのに非常に苦労しているのが現状。
- ・他方で、NGOには事業をやって資金を得ようという意欲が基本としてあまりないため、事業収入も少ない。
- ・政府からの委託事業もありえるが、団体の主体性が失われる、事業内容・成果が活用できない、という問題がある。

## (5) 市民組織団体と技術協力団体

Quasi Non-Governmental Organization と市民組織としてのNGO

- ・ J A N I Cとしてはボランティア性重視の市民団体しかNGOに含めていない。
- ・ それに準ずるものとしてなものとして、Quasi Non-Governmental Organization ないし Government Organizes (疑似NGO)がある。日本はこの疑似NGOが多く、それに対する政府からの支援が多い。DACの統計でも、NGOへの政府援助で、約半分は疑似NGOへの援助金だ。とりわけ1989年以前の政府補助はすべてこの疑似NGOに対するものであった。
- ・ 北九州のK I T Aは、企業OBの技術者などが多くやや微妙だが、疑似NGOに準じており、純然たるNGOにはならないだろう。
- ・ 市民性を持ったNGOか否かの判断のための根本的な基準は、「必要な時には政府の政策に対してもNOと言えるかどうか」ということである。この点からはK I T AはNGOにはならないのではないか。

【別紙2「NGO」という用語について】を参照】

市民組織団体と技術協力団体との連携など

- ・ K I T Aについては、技術協力のための団体であり、市民組織としての側面が弱い。インドネシアのスマラン事業についても、現地パートナーは政府の外郭団体。とはいえ、K I T Aのような団体は、政府やJ I C Aが期待する団体ということかもしれない。
- ・ 市民組織団体は新しい社会を作る原動力であり、政府と対等で、国境をも越えた連携を行うものである。一方で、K I T Aのような技術協力団体は新しい価値観を作ることができない。この2種類の団体は、対立し排斥し合うのではなく、連携を考えていくべきだろう。

## (6) 地方自治体とNGOによる国際協力

J A N I Cによる地方自治体との連携推進の試み

- ・ 地方分権が進む中で、NGOも自治体との関係で模索を続けている。
- ・ J A N I Cは「自治体国際化協会(クレア)」と連携して運営している「市民国際プラザ」(虎ノ門)に対して出向者を1名送り、自治体とNGOとの連携を進めようとしている。
- ・ クレアは、団体等から連携モデル事業を公募し、それを支援している。島根のそろばん事業(対タイ)、北区の保育事業等の事例がある。
- ・ 神奈川は比較的自治体の中でもNGOとの連携という点では先進的である。
- ・ 岐阜県、埼玉県は特に知事が国際協力に前向き。

- ・その他、埼玉ではネパールに対する衛生関連の支援事業、北九州の公害関連事業、などの自治体による援助事業はある。このように自治体は協力のための有益ものを持っている。しかし、自治体が協力事業を推進することに対して、その意義が不明だと考えるケース、ないし批判的なケースが9割程度である。
- ・JANICでは、国際協力は地域の活性化につながるということについて意識啓発を行っている。自治体が国際協力を行うことで、やがては地場産業が活性化する。さらに同時に異文化との協力を通じて市民意識を変革し、豊かな心を育むことになり、新たなまちづくりになると考える。

地方NGOの成長の遅れと自治省『国際交流から国際協力へ』

- ・現状の根本問題として、地方ではNGOが育っておらず、今後しっかりと地方に育っていくかどうかポイントである。岡山の「AMDA（アムダ）」、鹿児島島の「カラモジア」などの例はあるがまだ少ない。
- ・地方にまだNGOが十分育っていないにもかかわらず、自治省は『国際交流から国際協力へ』という運動を進めようとしている。この自治省の方針に対して、多くの自治体は戸惑っているのが現状。「国際交流」であれば自治体も取り組みやすいが、「国際協力」となると、技術力が必要になり困難度が高まる。
- ・さらに、官尊的な日本意識がある以上は、自治体による国際協力の推進は難しいと思う。

【別紙1】「JANICの会員規定よりの抜粋」

NGO活動推進センター会員規定

(目的)

第1条 本規定は、NGO活動推進センター規則第30条に基づき、NGO活動推進センター（以下、「センター」という）の会員について、必要な事項を定めるものとします。

(会員の資格)

第2条 本センターの会員資格を持つ者は、本センターの目的に賛同し、事業に参加協力する団体または個人とします。

(会員の種別)

第3条 本センターの会員の種別は、次の4区分とします。

- (1) 正会員 市民により設立され、かつ民主的に運営され、開発、保健医療（健康）、人権、環境などの分野において国際協力（国内協力を含む）及び地球市民教育（開発教育）を主目的とする団体。
- (2) 維持会員 本センターの目的に賛同し、事業の発展を維持する上記以外の非営利団体または個人（一般・学生）。
- (3) 賛助会員 本センターの目的に賛同し、事業の発展に協賛する企業等営利団体。
- (4) 特別会員 本センターの発展に対して、特別の功績が認められた団体及び個人。

【別紙2】『提言書 NGOとODAの望ましい関係のあり方について NGO活動の健全な発展のために』JANIC、NGO-ODA関係研究委員会(1995年12月) p.4より抜粋

#### ■ “NGO” という用語について

今日の日本において、何らかの形で発展途上地域において開発協力を携わる民間公益団体(NGO)の数は、小さなグループまで含めると200以上にのぼると推測される。しかしながら、この数には、本来、開発協力を主要な活動とせず、事業の一部門として開発協力を行う団体、政府あるいは業界の主導によって設立された団体、地球的規模の諸問題や発展途上地域の諸事情についての学習活動や情報交換等を目的とする団体なども相当数含まれている。すなわち、団体の事業の方針、内容、形態、規模等は、極めて多様なものとなっている。逆に、この「多種多様である」ことが、“NGO”の特性の一つといえることができる。したがって、“NGO”の定義を一般化し、あるいは範囲を固定化することははなはだ困難であり、国際的にも共通の尺度が存在しないのが実情である。

そこで、議論の対象とする団体の範囲を明確にするため、以下の基準を設けて、本提言書で用いる「NGO(国際開発協力を携わる民間公益団体)」の用語としての意味を次の通り限定したい。

- ① 発展途上地域の一般の人々の自立を支援するために、直接的な開発協力活動、例えば、農村開発、教育、保健・医療、難民救援等の分野で、現地プロジェクトの運営、人材の派遣・受入れ、資金協力、物資提供等を行うことを主目的とする団体。
- ② 政治、宗教、及び営利活動を目的とせず、人道的な動機に基づき、民間\*の個人あるいはグループの発意によって設立された団体。
- ③ 原則として、広く民間\*1から拠出された資金(例えば、会費、寄付金、助成金等)を主な財源として、自主的な組織運営がなされている団体。

すなわち、“NGO”の一般的な理解である「非政府であること」及び「非営利であること」を前提に、人道的な動機に基づいた国際的な開発

協力を主目的とし、資金面では、単一の財源に依存することなく、活動面ではある特定の意見や権益が反映されることなく、広く一般市民及び民間団体からの協力や支援を得ながら運営されている団体を、本報告書における対象団体とし、以下、NGOと記すこととしたい。

\*1 日本で“民間”という場合、それは「民間営利部門」、すなわち、経済界を指すのが一般であると言えよう。これは、日本社会において「民間非営利部門」がこれまで弱小であったことの例証でもある。ここでは、一般市民や民間非営利部門をむしろ強調する意味を含めて用いるものとする。

なお、最近では、「第三セクター」という呼称も用いられるが、これは、公共事業等の実施のために、国や地方公共団体と民間企業の共同出資によって設立された事業体を意味することが多く、本来の意味で“民間非営利部門”を第三セクターと呼ぶことは、日本では、まだ定着していないと言えよう。

#### ■ “NGOとODA” という表現について

本提言書では、「NGO」の意味を上記のように限定した。一方、「ODA」とは、言うまでもなく、政府開発援助のことであり、援助国が自国の財政資金を使って供与する援助を指す。

すなわち、前者は、開発協力という活動を行う「行為主体」であり、後者は、「資金の流れ(フロー)」である。したがって、この二つの用語は、概念的には必ずしも併記されるものではないが、便宜上、同列に扱われることが多く、本提言書でも一部にこの表現を使用した。



## 参考：フィリピンにおけるカナダとのNGO連携事例

### フィリピン開発援助プログラム (Philippine Development Assistance Programme: PDAP)

#### PDAPの概要

カナダ国際開発庁 (CIDA)、カナダ側の NGO 連合体、及びフィリピン側の NGO 連合体が協力して、両 NGO 連合体により結成されたコンソーシアムによる開発プログラムを行った。特徴は、2 国間援助にもかかわらず、フィリピン政府を経由せずに直接資金が供与されている点である。開発の目的は、フィリピンの住民組織の育成、経済的生産力及び市場対応能力向上を目指した Servus Human Resource Development Program (SEHRDEP) の実施である。

PDAP は、フィリピン、カナダの 2 つの国内委員会 (PDAP-Philippines, PDAP-Canada) で構成され、CIDA は、PDAP-Canada に職務上のメンバー (Ex-Officio) として参加し、資金供与を行っている。PDAP の仕組みはフィリピン = オーストラリア NGO プログラム (PANGOP) と似ているが、PDAP の方が NGO の参加度が高い。

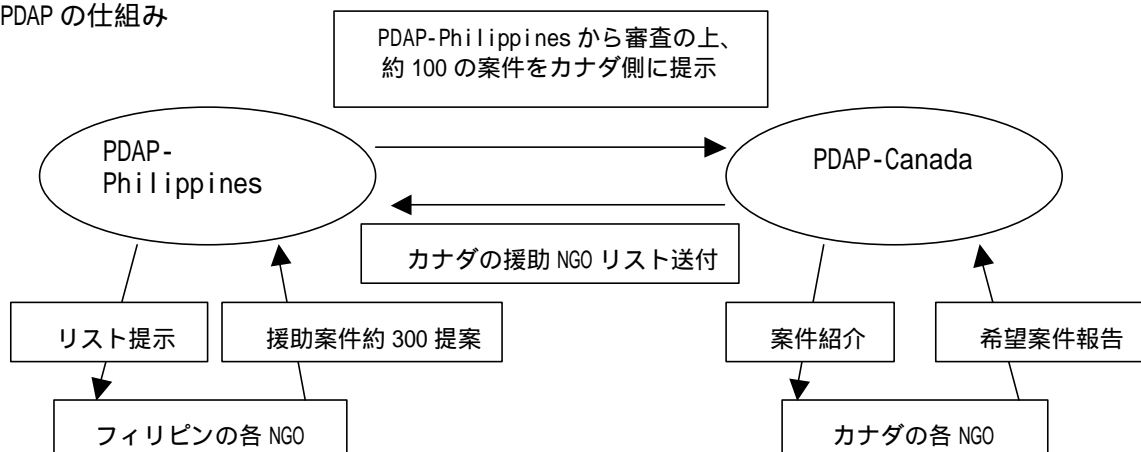
主なプロジェクトの流れは以下のようになっている。第 1 に、フィリピン側 NGO 連合体が、フィリピン側 NGO にプロジェクト申請を提出させる。約 300 の援助申請が行なわれた。次に、フィリピン側 NGO 連合体が申請プロジェクトを審査して、約 100 に厳選し、カナダ側 NGO 連合に申請リストを提出する。カナダ側 NGO 連合はそれを受けて、カナダ側 NGO に申請リストを提示し、各々が支援プロジェクトを選択し、自己資金の投入額を決定する。これらの様子は図に示した。

こうした仕組みでプロジェクトが何段階かに分けて実施されてきているが (表参照) 第 2 段階までに、約 280 の草の根プロジェクトが実施された。

こうした援助の枠組みの背景には、CIDA の制度も影響している。CIDA の CPB (Canadian Partnership Branch) は、民間組織に求めるパートナー基準として、第三世界のカウンターパートの NGO との間に自立的・長期的な協力関係をすでに築いていることを求めている。

この枠組みは、現地 NGO に直接出資して積極的に活用した事例として、多くの報告書に取り上げられている。1995 年、カナダの外交政策が大きく変更されたのを受けて、CIDA はカナダ = フィリピンの 2 国間 ODA に関して報告書をまとめている。95 年 11 月に公表されたフィリピン国への政策フレームワークの内容 (Philippines' Country Policy Framework Context) という報告書によれば、カナダが NGO 育成のための特別な助成を廃止したことから、フィリピン側にプロジェクトの特別の割合を NGO 育成に割り当てるような政策をなくすよう要請している。また、NGO との連携については、特に貧困層へのベーシックニーズの提供や人権問題の提唱で成果をあげてきたが、一国の貧困対策での位置づけが十分でないことや雇用創出が不十分なため、戦略的に将来性のあるいくつかの NGO に焦点を絞る必要性を指摘している。

PDAP の仕組み



国内委員会の代表 NGO 団体名

PDAP-Philippines	PDAP-Canada
6 団体の代表 The Philippine-based Asian NGO Coalition (ANGOC) The Association of Foundation (AF) The Philippine Partnership for Development of Human Resources in Rural Area (PHILDHRRRA) The Philippine Business for Social Progress (PBSP) The National Council for Social Development (NCSDF) Assisi Development Foundation (Assisi)	13 団体の代表 Save Children Fund of British Columbia The Canadian Hunger Foundation Cardinal leager and His Endeavours CUSO、YMCA Canada International Hope International Development Agency OXFAM-Quebec、Canadian Saints Outreach World Relief Canada、Canadian Rotary Canadian Lutheran World Relief Committee for International Development Canadian Physicians for Aid and Relief

資料) 国際協力における JICA と NGO の連携に関する基礎研究報告書 平成 7 年 3 月 JICA

各段階におけるプロジェクトの内容

フェーズ	期間	内容
第 1 段階	1986~89 年	19 のカナダ側 NGO が約 100 のフィリピン側の NGO に対して支援 総額 580 万カナダドル。カナダ側 NGO とフィリピン側 NGO が 14%、残り 86% を CIDA が負担。重点項目は、通常プログラムで、農業・水産養殖業プロジェクト、非農業分野での収入向上プロジェクト、学校建設・飲料水確保・保育所などの社会サービス提供などである。
第 2 段階	1990~95 年	総額 2206 万カナダドル。カナダ側 NGO が 291 万 C\$ (13%)、フィリピン側 NGO が 418 万 C\$ (19%)、残り 1497 万 C\$ (68%) を CIDA が負担。持続可能な農業に中央貸付基金を設立することの決定から、PDAP は、さらに 2000 万ドルを集めた。合計額の 4206 万ドルの 8 割を CIDA が負担。フィリピン側 NGO は、カナダに年 3 回優良プロジェクトを推薦。重点項目は、(1) 中央貸付金、(2) 持続可能な農業、(3) 通常プログラムの 3 点。
第 3 段階	1996~2001 年	CIDA が 793 万ドル拠出し、持続可能な企業への参入推進プログラム (Promoting Participation for Sustainable Enterprise: PPSE) を 1997~2000 年にかけて実施。目的は貧困対策と農村の雇用増大。

注) 資料により、数字が異なるが、出版時期の新しい方を優先させた。

資料) 国際協力における JICA と NGO の連携に関する基礎研究報告書 平成 7 年 3 月 JICA

7 加国共同研究報告書「南」の人々の自立に寄与する政府の NGO 支援策 1995 年 7 月 JANIC  
 CIDA の Web 頁 (<http://www.acdi-cida.gc.ca/index.htm>) など

## SEHRDEP に至る経緯

1979年エリアス・サロモン神父 (Fr. Elias Salomon) がフィリピンのミンダナオ島カガヤンデロ市の西 50km に位置するイニタオ教区に着任した。当時、イニタオは人民軍の影響力が強い「レッド・エリア」であった。1980～85年に新人民軍 (NPA) に対する政府軍の討伐作戦が本格化し、衝突が激化した。そのため、地区住民は安全な地域への移動を余儀なくされ、難民となった。これを契機に、サロモン神父が養豚プログラム、販売経路開拓支援 (marketing assistance) を始めた。ザビエル大学のエルマー・セイヤー (Dr. Elmer Sayre) やマギー (Magee) らの助けを得て本格稼働した養豚プログラムが、IPRUDEP (Initiaio Parish Rural Development Programme) と呼ばれている。

1986年の革命を機に NGO に脚光が集めるようになると、フィリピン農村人材開発パートナーシップ (PHILDHERRA) のプログラム担当官ドドン・バネアル (Dodong Baneal) は、IPRUDEP に着目し、エルマーを通じてサロモン神父にプログラム拡張を説得した。サロモン神父は自身の転任から後継者の事を危惧したが、エルマーがプログラムを継続できるよう責任をもって、後継者を見つけると約束したため、拡張に同意した。そうして、生まれたのが PDAP の第 1 段階の SEHRDEP となった。

## フィリピンと民主化に関連した自治体関連の動き

CIDA は、まだ、フィリピンと援助の歴史は浅く、PDAP は初期のものである。同時期の類似のプロジェクトとしては、Negros Regional Development Fund がある。また、制度発展やネットワーク、訓練などのプロジェクトとしては、Philippines-Canada Human Resource Development Project、フィリピンの地方分権化のために、Local Government Support Project などが行われている。これは、地方自治体の開発計画の作成・実行を支援し、住民参加させることで、行政執行者に責任感を向上させるためのものである。と同時に、行政官への技術支援も行っている。地域レベルでも、Canada-ASEAN Governance Innovations Network という政府、市民社会、ビジネス界から政策決定者・立案者や専門家が参加し、ガバナンスを改善するための研究が行われている。

資料) 国際協力における JICA と NGO の連携に関する基礎研究報告書 平成 7 年 3 月 JICA  
7 国共同研究報告書「南」の人々の自立に寄与する政府の NGO 支援策 1995 年 7 月 JANIC  
国際シンポジウム報告書 新たなパートナーシップの創造 1996 年 8 月 JANIC  
CIDA, Philippines' Country Policy Framework Context, 1995 年 11 月  
CIDA, Consultations with Canadian and Philippine Stakeholders, 1995 年 11 月  
CIDA, Detailed Analysis of Objectives and CIDA Priorities in Philippines, 1995 年 11 月  
CIDA, Rights, Democracy and Governance – Philippines, 1997 年 7 月



## 2) 関西 N G O 協議会

【訪問先】 関西 N G O 協議会

【住所】 大阪市北区茶屋町 2-30 大阪聖パウロ教会 4 階

【日時】 2000 年 2 月 10 日 10:00 ~ 11:30

【面談者】 関西 N G O 協議会 議長 平田 哲 氏

### ( 1 ) 関西 N G O 協議会について

#### 組織概要

- ・ 主に関西に活動拠点を置く国際協力・援助団体が相互に協議を深め、連帯を強めること  
によって各団体の運動や活動を充実・発展させるためのネットワーク型 N G O
- ・ 関東の J A N I C と異なり、個人会員や維持団体等はない。
- ・ 加盟団体： 2 8 団体
- ・ 事務局スタッフ： ボランティア・ベースで 2 人（今後専従へ向け強化の方向）
- ・ 例会： 2 カ月に 1 回
- ・ 主な活動  
団体交流、アドボカシー（外務省、J I C A との協議）、N G O 大学（リーダーの育成）

#### 経緯

- ・ インドシナ難民の発生に際し、難民が母国へ帰還、あるいは他国へ移動する流れの中で  
難民のコミュニティづくりを支援する必要があった。この他、バングラデシュ、インド、  
タイ等の難民、農村部貧困に対して緊急援助で食糧、水、医療の援助が必要になった。こ  
うした要請に基づき 1970 年代末から関西地域でも多くの N G O が設立、活動をはじめた。
- ・ 85 年「関西 N G O 連絡会」、87 年 6 月 16 日「関西国際協力協議会」（94 年 9 月現在名）、  
当初より平田氏が議長。
- ・ 当初、関西だけでなく、関東、その他にも地方協議会をさらに設立促進し、その連合組  
織として全国協議会を発足させる構想があった。N G O の自立性の視点、地方の視点、現  
場の視点を堅持するためにはこの構想がよい。ところが、関東の J A N I C（伊藤氏）が  
それ自体全国会員を組織し、個人会員まで募って、全国連携を強化してしまったため、こ  
の構想が実現できないでいる。（後段「命の電話」に類似の構想）
- ・ 設立趣旨  
日本の N G O の問題点は、「組織力」「財政基盤」「人材」が他の先進国の N G O と比較し  
ても立ち遅れている点にある。これらの強化を図るためにネットワーク型 N G O の設立が  
必要である。
- ・ 特に「人材育成」、すなわちリーダーの育成については、難民の発生等の救済から盛り上

がったボランティア活動をより持続的にするため重要であり、関西NGO協議会の活動の柱として「NGO大学」を1988年から継続して行っている。

- ・活動は現場の視点から、交流会（月1回）合宿、セミナー等を開催。当初、若者が多かったが、学生、官吏、先生、専門家等層が広がった。
- ・その結果、のべ600人の人材が育った。すべてNGO団体職員になれたわけではなく（そういう人は10数人）、JICA、海外青年協力隊、自治体等に職を求めた。

## （2）現場の視点に立ったNGO活動の重要性

### 地方毎の活動

#### （自治体の国際援助）

- ・地方分権の流れの中で都道府県、市町村の国際交流活動（先進国との国際交流、ホームステイが中心）が国際協力へ向かいつつある。
- ・安全な水の確保や環境が問題として重要となるにつれて、官の援助も現地の自治体との交流が重要になってきている。そのため民の協力を得るべきである。

#### ・理想は

（日本）	（途上国）
自治体	自治体

### NGO NGO

- ・自治体の国際協力は先駆けて活動しているNGOとの連携が重要である。ただ具体例は出ていない。神戸市の職員が（財）PHD協会で活動しているがなお個人の資格である。今後、自治体の国際交流センターのような組織はNGO活動体験キャリアを持った人を雇うべきである。

#### （JICAの地方毎の取り組み）

- ・JICA大阪国際センターの取り組み（一昨年から3年目）

平田氏と小野所長が意気投合して実施（日本で初めてのやり方）

タイ、フィリピン、バングラデシュのNGOの人を連れてきて日本のNGO（関西NGO協議会メンバー）、JICA職員も参加して大阪国際センターで共同研修（名称：「NGOとの連携による参加型村落開発コース」内容：ODA、日本NGOスタッフ、現地NGOが相互にノウハウを学ぶ。ディスカッション、相互発表、日本農村、釜が崎視察）

#### （参考：現地NGOの成り立ち）

- ・ヨーロッパは政府のODAの資金を半分ぐらい先進国NGO、国際NGOを通じて供与。NGOもシステムが確立している。
- ・洪水など災害等 欧米ボランティア駆けつけ 現地NGOをつくる 欧米人引き上げ 現地人がNGO管理（企業の海外進出と同じ、現地工場にいつまでも日本人はいない）

- ・現地NGO（100%援助に依存）が現地の政府、自治体より資金力豊富  
民主化には寄与。ただし、現地政府、自治体をジャンプオーバーしているところは問題
- ・日本のODAはインフラ重視で、食糧、水、教育、女性の独立といったベーシック・ヒューマン・ニーズに及ばず、また逆に貧富の格差を拡大している傾向 日本は変わらねばならない。アドボカシーばかりでなく、もっと実際に現地NGOと共同で取り組む必要がある。

#### NGO自体の問題

- ・NGOくずれ（「第2ODA」「ODANGO」）  
大手NGOに多い（国際NGOはシステムが確立しているので問題少ない）  
マッチング・ギフトでも市民から寄付を集める努力を怠っている面がある（政府のODAによる資金供与もそれでも資金を突っ込む。中央の官と結びついている）  
排水事業などはJICAにまかせればよい
- ・現地のNGOの主導権を確立させるのが第1であり、日本のNGOはパートナーシップを築く必要が最重要
- ・NGOに2つある
  - 1)募金だけうまい組織
  - 2)人間的交流を重視 継続性（専門性）も重要だが、ボランティア性も忘れてはならない（自分も生まれ変わる、自己発見）
- ・どちらかというとなんか東京に多い（官との結び付きから）この観点からも地方毎の援助の重要性がいえる

#### （3）国との連携

##### 情報公開性の改善

- ・国別の援助の実態、特にNGOとの関係などが公開されていない
- ・NGOに対しても公平に情報公開すべき（現在外務省と結びついているNGOが優遇される傾向有り、特に地方のNGOが不利となっている）
- ・東京での政府との協議会、会議で「東京側」は対等な立場を維持するため交通費は要らないとあっさり言うが地方は納得できない
- ・「東京側」は外務省がガイドラインを示せば協力すると言うが関西は自立性を主張する。
- ・国会での情報公開のあり方の問題が議員の無理解を生んでいる（特に、NGOに関する情報公開、途上国で何をやっているかの情報）

##### 国際会議への参加

- ・国連の会議にはNGOを参加させるが、WTO、APECなどにも扉を開く必要あり

#### 補助制度

- ・ N G O 事業補助金

単年度主義、申請煩瑣

マッチング・ギフト 事業費のみ。なかなか自己資金が集まらない(ごまかしを前提とした申請にもなる)

管理費(間接費)にも補助(欧米だと20%とっていいよという)

- ・ 横の連携(国別、課題別の資金配分の調整)

本来 N G O が主体的に動くべきだが、国別、課題別の N G O 協議会をつくって資金配分の調整が必要(現在、特定の国、課題に資金が集中する傾向)

- ・ 草の根無償資金協力

J I C A を無視して大使館が独立して資金供与している側面がある。もっと、政府間の連絡・連携を強化する必要あり。

- ・ 国際ボランティア貯金(郵政省)

特色がある。室が大きく、人も多い。民間のノウハウも入れている。3年連続でも良い。広く団体に開かれている。

- ・ 外務省の補助金は取り扱う人が少ないので柔軟な対応ができない。 職員確保が課題

#### 地方レベルの連携

- ・ 関西 J I C A のような地方の J I C A 支部の権限、補助金枠が広がりつつある(特に開発教育、スタッフ育成など) この方向を促進する必要

- ・ 地方毎の N G O 、自治体、労働組合、社会福祉団体、ボランティアの連携を強化する必要がある

- ・ 国の機関はカナダの C I D A のように国際協力庁をつくりその支部で補助金申請や地方毎の多様な主体の相互協力を促進すべきである。

#### (4) その他平田氏の活動

- ・ キリスト教牧師としての活動

片山哲、杉山元治郎の流れ

平田哲(さとし)氏経歴

1932 石川県金沢市生まれ

1937 平田家に養子入り

1958 日本基督教団神奈川教会牧師、関西労働者伝道委員会専任者

1961 インド、中近東、アメリカに海外研修

1977 (財)日本クリスチャンアカデミー関西セミナーハウス所長(97年まで)

1987 関西国際協力協議会(現・関西 N G O 協議会)議長

1996 アジアボランティアセンターを設立

現在、その他に大阪Y M C A副理事長、同志社大学、大阪女学院非常勤講師  
著書：「職業と人間形成」「高齢化社会の労働運動」「生きがいと仕事」「現代ボランティア考」など

・「命の電話」(25～26年経過)

自殺防止のための電話受付。大阪から京都、... 東京にも事務所(49都道府県に広がる)

・ドイツ戦後反省教会運動 社会運動(アカデミー運動) 日本クリスチャンアカデミー  
関西セミナーハウス：IMF - JCの組合専従者教育

・労働組合の国際援助活動支援

昨年夏、三洋電機労働組合のサラワク支援

NTT労組によるトルコ・台湾の地震救援

・今後は労働組合の国際支援活動伸びる(ストをやらないから組合費も余っている)

企業の管理社会、リストラ・ストレス環境のなかでの人間回復

ボランティア性=自由で自己意思による決定 そのことによって組合も活性化 社会も変わる

(私もバングラデシュのPPP運動ピープルズ・パーティシペーション・プランニンググループで学んだ)

・アジアボランティアセンター(4年目) 関西NGO協議会と同じ場所に事務局

労働組合、社会福祉団体、保育園といった団体(プラス保母、学生、看護婦など個人)の国際協力をオーガナイズ

### 3) 幼い難民を考える会 (CYR)

【訪問先】幼い難民を考える会 (Caring for Young Refugees: CYR)

【住 所】東京都目黒区緑ヶ丘 1-18-20

【面談者】事務局長 峯村里香 氏

【日 時】2000年2月21日 13:30

#### (1) 幼い難民を考える会の概要

1979年カンボジアにおいて難民が流出した。当時さかんに報道もされていたが、このような事態に危機感を覚えた日本の保母たちを中心とした視察団がタイの難民キャンプを訪れ、キャンプ地で、日々、幼い命が失われることを食い止めるため何かをしなればと思いを胸に、帰国した。国内で呼びかけを行なった結果、1980年2月に東京で、幼い難民を考える会が設立された。

80年6月というわずか4ヶ月後に、実際に現地での活動を開始した。難民キャンプでの活動は13年に及び、現在では、当初の援助対象の難民を超えて、難民を出さないための活動にも力を入れている。そのため、カンボジアでの保育・織物事業、タイでの保育事業のほか、開発教育（小学校への教材提供や講師の派遣）も積極的に行なっている。

現在、専従スタッフが18名、非専従スタッフが4名で、予算規模は1998年度で6762万円となっている。ボランティアは総勢で800名前後。

#### 活動内容の変遷

1980～1992年	難民キャンプでの活動
1991～現在	カンボジアでの保育・織物事業
1990～現在	タイでの保育事業
1996～現在	自治体との連携を行なったタイの保育事業

注) 2000年2月現在

#### (2) 難民キャンプでの活動

1979年当時、タイにいくつかのカンボジア難民キャンプができていたが、その中で、タイのカオイダンにあるカンボジア難民キャンプで活動を行なった。難民キャンプでは、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) を中心に国際機関、政府、国際NGO、ローカルNGOなど集まっていて、定期的な連絡会議も行なわれていた。

CYRは、難民キャンプ内にタイ・アランヤプラテート事務局を開設して活動を行なった。活動開始当初から幼児教育、保育者研修、技術研修（織物）の3本柱の事業があり、保育事業を保育センター「希望の家」で、残りを現地事務局で行なった。難民キャンプの情勢

が不安定な当初は、短期の日本からの技術者派遣を行っていたが、1~2年後には、長期派遣を行えるようになった。

### (3) カンボジア事業と現地 NGO との係わり

自治体との連携事例ではないが、カンボジアの保育事業は、事業全体の約 5 割程度の規模を持っている。カンボジアには公立の保育施設がほとんどなく、民間の NGO が運営するものがいくつかあるだけであるため、保育所の開設自体がプロジェクトとなる。これまで教育省などの要請を受けて、保育所の建設・運営プロジェクトを行なった。現在まで、4箇所の保育所について運営を行った実績がある。

カンボジアには CCC という連絡会議がある。参加メンバーは、国際 NGO 約 200、ローカル NGO 約 200、国際機関、政府である。常駐事務所を構えている日本の NGO は 20 前後で、数の変動は激しいが、CCC とは別に、日本の NGO 同士で横のつながりもある。

### (4) タイの保育事業

難民キャンプが解体され、難民が帰国することが決定され、事前に NGO にも告示されていた。そのため、支援を続けるために、難民が帰国する前から難民キャンプ外での活動を開始した。1990 年 8 月には、タイでの保育事業が行なわれている。タイは難民を受け入れた側であるが、アランヤプラテートは決して豊かな地域ではなく、もともと貧しい地域に難民を受け入れたため、疲弊も見られた。そこで、保育者育成や食生活向上、教材の共同作成などの活動を行なっている。

現在、タイの事務局には、日本人 1 名（調整員）、タイ人 3 名の専従スタッフがいる。

### (5) タイの現地との係わり

タイでは、衛生区（規模は大小様々だが地方では小さいところが多い）を中心に小さなコミュニティによる公的な保育所がある。公的な保育所といっても、日本の地方自治体のような強力な組織ではなく、村長の任命による保育者（必ずしも十分な知識を持っていない）が保育所を運営していて、財政的にも恵まれていない（衛生区自体、財政基盤が脆弱）。

タイでは、2つのルートから援助要請を受ける。ひとつは、上述の小さなコミュニティからの要請と、郡からの、県・郡からの要請である。県・郡は衛生区に比べると財政基盤がしっかりしており、集団で保育研修などを行なうが、その際の技術支援などが CYR に求められる。

タイでは NGO が盛んで、難民キャンプには連絡会議があった。現在は、アランヤプラテ

ートで活動している NGO はなく、事務局のある地域で連絡会議はないが、バンコクでは情報交換の場が数多くある。

#### (6) 自治体との連携に至る経緯

CYR は、一時期タイのバンコクにも事務所を構えていた。1995 年 11 月に東京都がタイに国際協力実態調査を行なった際に、都職員が CYR のバンコク事務所（現在は閉鎖）を訪れ、現地職員（調整員）と話し合いが行なわれた。そのとき、タイ人を日本で研修してくれる自治体がないかという話が出たのがきっかけとなり、都職員が帰国後に、北区に働きかけ、北区がこれを受けることになった。

#### (7) 北区との連携

最初は、北区と CYR との話し合いから始まった。北区が区民に呼びかけを行なった結果、区民実行委員会が組織され、以後、3 者による会議が行なわれるようになった。現在では、月に一回、定期的に運営委員会と実行委員会が開催されるに至っている。

1996 年から始まったこのプロジェクトは、内容を大きく変更している。当初は、区からの要請もあり、3 年間、中古絵本などのモノの援助も行なった。それまで、CYR は教材などは全て、現地での共同作成によっていたため、モノの援助は初めての試みであった。しかし、善意の寄付ではあったが、現地のニーズと必ずしも適合していなかったため、CYR 側が「モノの援助廃止」の要望を出し、話し合いの結果、1999 年度 4 年目からモノの援助は廃止された。

現在は、タイの CYR 現地職員の研修も終わったため、タイで働く保母の研修を行なっている。現在の事業内容は、タイの研修生受入と、現地視察によるフォローアップを兼ねた現地での研修実施の 2 つに落ち着いた。

今後、CYR としては、(資金面で)区、区実行委員会側の自主運営の強化を希望している。



### (8) 3者の役割分担

現段階（1999年度実績まで）では、CYRによる費用負担が大きく、徐々に自治体側にも負担をして欲しいと申し入れをして、その方向で動いている。

内容	担当
保育研修生の選択	CYR 現地事務局
航空費の負担	1999年度まではCYR。2000年度から実行委員会の予定
研修内容	3者協議による
ホームステイ先の手配	北区役所、区実行委員会
研修生の滞在費	北区役所
研修生の日当	CYR
寄贈物関係	1999年度収集は北区役所、配布はCYR。1999年度から廃止。

### (9) 提携した際のCYRのメリットとデメリット

北区の国際協力担当の職員は、人事異動で定期的に変わり、その都度、後任者が前任者のフォローアップをしなければならない。これではNGOと自治体の長期的信頼関係を築くのが大変で、自治体に国際協力専任スタッフがいたら、時間を短縮して多くの援助を手がけることができたと思う。

#### CYRにおける連携のメリット・デメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・研修内容のメニューが豊富に（区という公共機関が仲介するので研修受け入れ先などが広がる）</li><li>・話し合いの経験（区や区民・関係者との）</li><li>・（将来的に）北区の小学校の開発教育で連携できるかもしれない。</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・資金面（受入研修生の渡航費負担）</li><li>・時間がかかる（話し合いに）</li></ul>

### (10) プロジェクトの助成について

（財）自治体国際化協会の全国モデル事業の補助金は、北区に対して行なわれたもので、CYRは受け取っていない。この連携プロジェクトに関してのCYRの支出は、全て、CYR会費、事業収入でまかなっている。連携とは別途、現地でタイ保育事業を行なっているが、これにはいくつかの助成を得ている。例えば、国際ボランティア貯金は大きい。テクニカルな面で、領収書など特に不便を感じていない。明朗会計に必要な範囲だと思う。多くの規模の大きいプロジェクトを手がけているNGOと違って、その点特に不満はない。

最近、いろいろな制度が急速にできているので、今後、それらを積極的に活用できるよう検討中である。（財）東京国際交流財団からの助成は、4年連続では難しいそうである。

国際ボランティア貯金も助成金額の減少が見込まれ、今後、自己資金の強化に努めなければならぬ。現在、バブル期にためた基金（8000万円程度）があるので、それを若干取り崩す格好で、事業の拡大を行なっている。（財）新潟国際交流財団からの助成は、1年100万程度受けたが、連続は難しいそうである。1999年度は受け取っていないので2000年度に、また申し込む予定である。きっかけは郵送で申請要綱を受け取ったことにある。おそらく各NGOに大量に送付したのではないかと考えている。

#### （11）外務省の草の根無償資金

現地事務所で2回受けたことがある。各在外大使館毎に使用できる内容が異なる。大使の考えが強く影響しているように思う。1つはカンボジア教育省、女性省による学校建設の際、もう1つはタイでのパソコン購入の際に、活用した。

#### （12）間接費補助について

アーユス仏教国際協力ネットワークから日本にいる職員の人件費助成を受けている。これは非常に珍しいケースである。公的にもこうした助成があるといいと思う。

外務省のNGO事業補助金では、専門家の人件費などの2分の1補助を受けている。また、郵政省から、現地常駐専門家の人件費の7割程度を受けたことがある。

#### （13）企業からの寄付について

現在、まだ、CYRが任意団体のため、寄付が免税対象にならない。そのため、免税を目的とした寄付を申し出る方にはその旨伝えて、お断りをしている状況である。両者にとって不幸な状態であるため、NPO法人の申請準備を行なっている。

にもかかわらず、ジャパントイムズ読者の難民援助基金、名古屋駅地区振興会からカンボジアへ約300万程度寄付を受けたり、住友生命、東京海上火災などからチャリティバザーの一部を寄付していただいている。

#### （14）このような提携の秘訣はありますか？

はじめから、CYRに自治体に具体的な要望があったこと、北区にニーズがあったことが、事前の状況として重要であったと思う。実際には、話し合いを根気強く行なったこと、日本の保母を含んだ現地視察の報告などが重要な役割を果たしたと思う。

北区側は当初から5年程度の中期的な支援を考えていたようだが、本当に続くかはやってみなければ分からなかった。

## B. 地方自治体関係

### 1) 埼玉県環境推進課

【訪問先】埼玉県環境推進課

【面談者】温暖化国際協力担当 武内政文 副参事  
望月 聡 主査

【日 時】1999年10月19日

#### 県の国際協力

- ・国際課 国際協力全般・NGO担当 横山参事
- ・商業振興課 経済交流担当
- ・環境推進課 環境国際協力
- ・その他農政課など

#### 国際協力の内容

##### (1) 特定地域向け

###### 対タイ国

・タイ国の環境研究研修センター（JICAがODAで整備）から職員を毎年3名受入研修実施

- ・今年で3年目
- ・きっかけはタイへ職員派遣（JICAの専門家派遣、平成7年～8年）
- ・県の公害センターでの研修

（昨年は県と委託契約を結んだ県内の調査分析会社など2社に研修生として受入研修を依頼した。実務研修ではなく純然たる研修として。）

###### 対山西省

- ・毎年3ヶ月に1名

###### 財政措置

- ・平成9年～11年、県の単独予算
- ・平成11年は自治体国際化協会（クレア）の特別交付税（JICAが費用直接支払）

（予算の枠組みについて）

- ・国際協力は国の費用、県の指導というかたちで行いたい。
- ・案件毎の年度内消化なので、年度内にあせて実施する、計画的にできないと言うきら

いがある。

・一括補助金という形態もドイツなどではあるやにきくが、北九州市、三重県・四日市市、埼玉県のような積極的な自治体では、その方が歓迎という方向だろう。

## (2) 環境科学国際センター

・来年度4月、騎西町に県立施設としてオープン予定

・敷地面積約4.0ha(うち生態園面積約2.2ha)、建物面積約8,300㎡

・4つの機能

1.環境学習(体感型展示、講座、研修、環境学習の場)

2.試験研究(総合的、学際的な環境研究、情報交換・研究交流)

3.情報発信(環境情報収集、発信拠点、アジア地域などとの国際情報交流)

4.国際貢献(海外からの研修生受入、地球環境問題にかかる環境モニタリング調査などの国際的技術協力)

・宿泊施設(8~9人)あり(東日本としてははじめて、ただし厨房施設はなし)

・JICAを通じて受け入れ研修を行う予定

・設立のきっかけは、分析などを行っている県の公害センター(浦和)の老朽化に伴い、研究機能を付加した新施設を整備しようとした点にある。国際協力はこれに加えてというかたち。

## (3) 国際自治体環境賞

・表彰制度

・来年7月ドイツにて表彰式

・民間団体、住民等とのパートナーシップで環境分野に貢献した自治体が対象

・主催はイクレイ(注)

・発案と財政面を含む協力を埼玉県

・1995年10月に行ったイクレイと埼玉県による埼玉サミット(第3回気候変動に関する世界自治体サミット)で構想を発表

(注)イクレイ

国際環境自治体協議会(ICLEI: The International Council for Local Environmental Initiatives)

1990年9月国連主催で開かれた「持続可能な未来のための世界会議」(ニューヨーク)で参加42カ国、200以上自治体、国連環境計画UNEP、国際地方自治体連合IULAなどの提唱で設立。1997年3月現在世界51カ国、254自治体が加入。

本部はカナダ。世界に5つの地域事務所。ヨーロッパ事務局はフライブルク市（ドイツ）におかれ、バーデンビュルテンブルク州、欧州共同体の協力で国際研修センター（ITC）が開設されている。

アジア・太平洋事務所は東京におかれており（1993年6月、特定公益増進法人（財）地球・人間環境フォーラム内）、埼玉県からも職員派遣。自治体の会費で運営される非営利民間団体。

## 国際協力の課題

### 受入研修

- ・ 研修生の国の環境についての情報が分からない（研修生自体からも言葉の問題などで聞き取れない）
- ・ 例えば、山西省の研修生受入についても、試薬、機械などについて自国に戻っても学んだことを活かさないのではないかという思いが残る
- ・ 効果があるのかどうか、自国でどう生かしているのかのフォローアップの情報を得たい。研修事業の内容決定等に生かしたい。なかなか、費用面等でフォローアップは難しい。
- ・ 県庁内部から効果があるのかの声は挙がっている。市民からの声は今のところない。

### その他

- ・ NGOとの関わりは環境協力の面では今のところない。
- ・ 県民の税を使った国際協力は、県民サービス以外への支出となるが、地方自治法上、許容されるものなのかが分からない。

### 地域特性

- ・ 北九州市や四日市のような公害克服の歴史とノウハウでの協力ではない。
- ・ 環境庁長官を歴任した知事のイニシアティブの側面が大きい。

## 2) 国際環境自治体協議会 (イクレイ)

【訪問先】 国際環境自治体協議会 ( International Council for Local Environmental Initiative : I C L E I イクレイ ) アジア太平洋事務局・日本事務所

【住 所】 港区麻布台 1-9-7 飯倉ビル 3階

【面談者】 副所長 深見尚弘 氏

【日 時】 1999 年 12 月 21 日 14:00 ~ 15:30

### ( 1 ) イクレイの概要

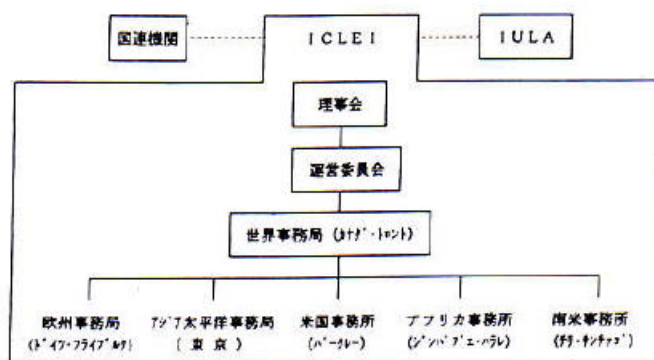
#### 組織概要

・ 1990 年に、UNEP ( 国連環境計画 )、IULA ( 国際地方自治体連盟 )、CID ( 革新外交センター ) の 3 者により、Agenda21 にもとづいた地球環境問題への取り組みの包括的な枠組み作りの促進のために設立された NGO である ( 設立 10 年 )。

・ 地域レベルの行動で地球環境の保全を目指す地方自治体の国際環境ネットワーク組織だが、実際には、UNEP からの受託事業が多く、UNEP の下請け機関になってしまっている観がある。実態として、『UNEP - ICLEI』の関係は『ESCAP ( 国連アジア太平洋経済社会委員会 ) - CITYNET ( アジア太平洋地域の都市間で継続的に技術交換を行うための組織 )』の関係に近い。

・ 地方自治体や自治体の連合組織が会員として参画し、その会員から選出された理事で構成する理事会が最高意思決定機関。【図 1 参照】

【図 1】 ICLEI の組織図



・ 世界で 6 ブロックに分かれる。現在、ラテンアメリカとアフリカに法人格を持ったイクレイ事務所設置の準備が進んでいる。

・ 現在、日本では埼玉県がイクレイの理事。

・ 「国際事務局会議」(年 2 回開催)と「運営委員会」で活動の詳細は決定されている。

## 会員制度

- ・ 98年10月現在、56カ国の320自治体・自治体連合組織が会員。そのうち、日本の会員数は現在56で世界で最多。特定の都道府県の自治体が多い(神奈川県12、埼玉県10、東京都4)という特徴がある。
- ・ アジア地域で日本以外では、近年韓国での会員増が目立つ。
- ・ 会費は自治体の規模に応じた金額になっている。
- ・ 会費は、それに見合ったサービス(機関誌、資料提供など)を求めるための対価という意味合いではなく、NGOとして国際組織での発言権を得るための「参加権を得る」ものというのが趣旨。日本ではなかなか理解が得られにくい点。
- ・ 会員にはニュースレターと機関誌を配布。

## (2) 日本事務所に関して

- ・ 「財団法人地球・人間環境フォーラム」内に事務所を構える。環境庁からの事業(調査等)も受託。
- ・ 受託事業について、近年の事例としては『地方自治体による開発途上国への環境協力のあり方に関する調査報告書』(平成6年9月、環境庁委託)がある。これは、国際環境協力における自治体の関わり方に関して基本的な議論をとりまとめたもの。
- ・ イクレイ日本事務所のスタッフは3人。うち1人はイクレイのスタッフではなく、現在埼玉県からの派遣(形式は出向だが、身分は埼玉県に残ったまま)、当該出向者の人件費は埼玉県の負担。
- ・ 年間の会費収入は2,600万円程度。そのうち25%をICLEI本部へ納める。

## (3) イクレイの活動について

### 活動の柱

#### 1) 気候変動・都市キャンペーン

都市における温室ガス効果削減の取り組みの促進

#### 2) Local Agenda 21 関連の活動推進

自治体によるLocal Agenda 21の策定を支援するためにスタートし、14の選ばれた自治体の先進的取り組みの研究・評価、さらにLocal Agenda 21の策定に取り組んでいる自治体の世界的ネットワーク構築の促進など。

#### 3) 水キャンペーン(98年くらいから本格化)

途上国の都市膨張に起因する世界的な衛生的な水不足への対応。一般に都市の衛生面

の水確保は自治体の事業であるため、自治体ルートでイクレイの取り組み課題として取り上げられている。

#### 活動の現状について

- ・収入面で会費の比率は約7%。委託事業収益がメイン。委託元はUNEPを中心に国連機関がほとんど。国連機関（特にUNEP）の下請け組織化している側面である。
- ・本来は地球環境問題解決のための自治体ネットワークとして設立されながらも、当初、実態としては、先進国（欧米）を中心とした環境問題への取り組みを切磋琢磨するための先進国都市間水平的ネットワークとして機能していた。しかし、近年は「水キャンペーン」（上記（3）（3）を参照）への取り組みに象徴される通り、地球環境問題解決に向け途上国をも取り込んだ本来的な活動のウエイトが高まりつつあり、その点で途上国支援へと活動の軸足がシフトしつつある。
- ・現状では、ICLEIはネットワーク機能しか持たず、コンサルティング等を独自に実施する機能までは持たない。ただし、カナダのトロントではICLEIが援助事業に直接関わり実施主体となっている例もある。

#### （4）国内の自治体による海外援助活動について

##### 埼玉県の活動

- ・現在ネパールに対する援助活動を実施中。衛生部の国際協力推進担当が中心となり、公衆衛生について専門家を派遣している。

##### その他

- ・北九州などの国際協力活動に積極的な自治体で、JICA、ODAの資金を主体的に直接得て援助を実施している場合も多い。

#### （5）自治体による海外援助の国際比較の視点から

##### 欧州（オランダ、ドイツなど）

- ・市民や自治体のレベルで援助をしている例が日本よりも多いようだ。
- ・市民から自治体に対して援助活動推進の要望が強い。  
市民・NGOの声 自治体を動かす という傾向が強く感じられる。
- ・地方自治体が日本ほど中央政府に依存していない場合が多く、市民・NGOの声を受けてそのまま自治体が援助を実施できているということなのではないか。
- ・特にドイツについては、アフリカや東欧を未開のままに放っておくと様々な面で自国に悪影響が降りかかるため、それを防ぐためにも援助が必要だ、という発想もあるようだ。（その点、日本にも中国の酸性雨問題という点では同様の発想がある）



## アメリカ

- ・ 途上国に対して一定の援助をせねばならないというベースが社会にある。
- ・ 国策としての援助の中で自治体を使うという側面もある。
- ・ 自治体の活動の国際比較の点では、U S A I Dの国際協力プロジェクトが参考になろう。

## ( 6 ) 日本の自治体による国際協力活動に関して

- ・ 対照的に日本では、他先進国に比べて市民レベルの声がない。
- ・ 日本の自治体による援助は「国際協力ブーム」「欧米の真似事」により始められたものなのではないか。国際交流からシフトしたものだともいえよう。
- ・ たとえば、埼玉県の場合、知事の一声から本格化したようにも感じられる。こうした自治体による国際協力活動には、欧米のように市民の声というバックアップがない。そうした自治体による活動の必要性について、市民との実質的な議論がない点では問題があるかもしれない。
- ・ 公的な自治体活動の支援スキームとしては、近年はJ I C Aのプロジェクト（自治体が海外に専門家を派遣する場合に援助を受けられる制度。99年から活用事例が散見される。

**ICLEの会員リスト(1999年11月現在)**

<b>&lt; Africa &gt;</b>	Austria(5)	Spain(7)
Kenya(1)	Bosnia and Herzegovina(1)	Sweden(6)
Malawi(3)	Bulgaria(2)	Switzerland(2)
Senegal(1)	Czech Republic(2)	Tukey(5)
South Africa(5)	Denmark(6)	Ukraine(4)
Uganda(8)	Estonia(1)	United Kingdom(7)
Zimbabwe(5)	Finland(12)	<b>&lt; Latin America &gt;</b>
<b>&lt; Asia-Pacific &gt;</b>	France(5)	Argentina(1)
Australia(22)	Germany(27)	Brazil(11)
Bangladesh(1)	Greece(4)	Chile(4)
India(3)	Hungary(2)	Colombia(1)
Indonesia(1)	Ireland(2)	Ecuador(2)
Japan(53)	Israel(1)	Guatemala(1)
Nepal(2)	Italy(9)	Mexico(1)
New Zealand(3)	Latvia(2)	Peru(1)
P.R.China(1)	Netherlands(7)	<b>&lt; Middle East &gt;</b>
Philippines(2)	Norway(15)	Saudia Arabia(1)
Republic of Korea(8)	Poland(4)	Syrian Arab Repabulic(1)
Thailand(2)	Portugal(4)	<b>&lt; North America &gt;</b>
<b>&lt; Europe &gt;</b>	Russia(3)	Canada(15)
Albania(2)	Slovak Republic(1)	U.S.A(29)

注)括弧内の数字は各国内の会員数

**< 日本国内 >**

<b>&lt; 北海道 &gt;</b>	熊谷市	<b>&lt; 静岡 &gt;</b>
北海道	越谷市	御殿場市
札幌市	狭山市	<b>&lt; 愛知 &gt;</b>
釧路市	志木市	愛知県
帯広市	与野市	名古屋市
<b>&lt; 宮城 &gt;</b>	<b>&lt; 東京 &gt;</b>	瀬戸市
仙台市	東京都	<b>&lt; 三重 &gt;</b>
<b>&lt; 新潟 &gt;</b>	板橋区	三重県
上越市	葛飾区	四日市市
<b>&lt; 石川 &gt;</b>	武蔵野市	<b>&lt; 滋賀 &gt;</b>
石川県	<b>&lt; 神奈川 &gt;</b>	滋賀県
<b>&lt; 茨城 &gt;</b>	神奈川県	<b>&lt; 京都 &gt;</b>
茨城県	横浜市	京都府
<b>&lt; 群馬 &gt;</b>	愛川町	京都市
群馬県	小田原市	<b>&lt; 大阪 &gt;</b>
<b>&lt; 千葉 &gt;</b>	鎌倉市	大阪市
千葉県	川崎市	<b>&lt; 広島 &gt;</b>
千葉市	相模原市	広島市
<b>&lt; 埼玉 &gt;</b>	逗子市	<b>&lt; 山口 &gt;</b>
埼玉県	箱根町	宇部市
大宮市	葉山町	<b>&lt; 福岡 &gt;</b>
川越市	藤沢市	福岡市
騎西町	横須賀市	北九州市
北本市	<b>&lt; 山梨 &gt;</b>	<b>&lt; 熊本 &gt;</b>
久喜市	山梨県	熊本市

### 3)北九州市国際部交流課

【訪問先】北九州市企画局国際部交流課交流係

【住 所】北九州市小倉北区城内 1-1

【日 時】2000年1月13日 9:00~10:15

【面談者】交流係長 有馬 孝徳 氏

#### (1) 国際部の位置づけ

北九州市の各部署が実施している国際協力事業を管理統括。

#### (2) 北九州市の国際協力事業の概要

##### 基本的な考え方

市のマスタープランとしての「ルネッサンス計画」をもとに、「北九州市国際化推進大綱」(5年ごと)が作成されており、そこに以下の国際協力事業の基本的な考え方が示されている。

- 1)「アジアの中核都市」としての北九州市、
- 2)にぎわいの交流都市、
- 3)国際社会に貢献する都市、
- 4)地球市民を育む都市

##### 国際協力事業のベースとしての国際化に向けた取り組み

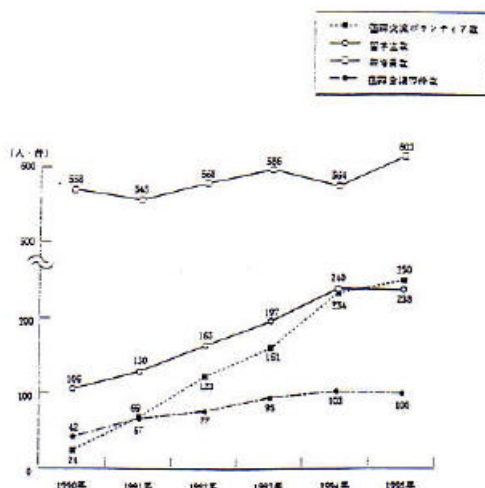
- ・響灘のハブポート建設構想で交易の拠点としてのコンテナ基地増強
- ・2005年の新北九州空港の計画
- ・「学術研究都市構想」に付随して留学生受入れ・支援への積極的な取り組み
- ・国際会議の誘致への取り組み
- ・姉妹港制度(タコマ(米国)、大連(中国)、レムチャバン(タイ))  
経済面などに関して人の交流がメイン
- ・姉妹都市制度(ノーフォーク(米国)、タコマ、大連、インチョン(韓国))  
当初は文化交流から始まり、次第に交易、環境などの実利面の交流まで深化。

##### 国際協力事業【次頁図参照】

- ・環境国際協力(大連など)
- ・港湾局による港湾整備に関する海外都市への協力
- ・諸外国の人材育成のための研修生・留学生の受入れ
- ・地域産業の国際化と海外投資の促進
- ・国際技術交流の促進

\* 現在では環境協力が市の国際化事業の一番大きな柱であるが、当初は環境協力はそれほどでもなく、F A Z（輸入促進地域：Free Access Zone）整備関連などの国際流通拠点作りへの取り組みがメインだった。

#### 【北九州市国際協力事業の関連指標】



#### (3) 国際事業の推進における他主体の位置づけなど

・NGOについては、その独自性・独立性を尊重しながら支援し、相互協力・相互補完することが重要だとの基本認識はある。ただ、現状ではNGOに対して特別な意識・扱いはない。たとえば、K I T AもNGOとして認識している。

・市民については、近年、市民オンブズマンによる市の国際事業への監視の目が特に厳しくなっているという動向はあるが、市の国際協力活動そのものを否定する声はきかれない。

・市民の啓発の点で、国際協力などの国際感覚を持った市民の裾野を広げるために、K I A（Kitakyushu International Association：(財)北九州国際交流協会）を通じて、国際ボランティア活動の登録の受け付け、NGO等との連絡などの活動を進めている。

#### (4) 国際援助・交流の上での今後の課題、ODAに対する意識など

・協力事業も含めて国際事業は、その効果を地元経済へ還元する面が難しいポイントである。近年は、市の施策上でこの点が強く意識されるようになってきた。

・リストラによる協力事業のためのマンパワー不足が問題になりつつある。研修生受け入れ事業などで、市の現局スタッフの負担が増加してきている。

・援助受け入れの途上国側で研修を受けた人が、その知識等を組織で共有化せずに属人化したままなので、波及効果が小さい。

・ O D A 関連の援助の補助金制度は使いにくい場合が多いようだ。細かな付帯条件などが多い。

・「裏負担」(国際協力の実施に対して 100%の補助ではないことに付随する費用負担)の問題。これが大きく市の財政を圧迫しているという意識がある。

#### 4)北九州市環境管理課環境国際協力係

【訪問先】北九州市環境局 環境保全部環境管理課 環境国際協力係

【住 所】北九州市小倉北区城内 1-1

【面談者】環境国際協力係長 櫃本礼二 氏

【日 時】2000年1月12日 10:00~11:30

##### (1) 環境国際協力係の陣容

- ・環境国際協力係の人員は6人専任
- ・さらにK I T A( Kitakyushu International Techno-cooperative Association カイタ:(財)北九州国際技術協力協会 - 別途ヒアリング調査実施済み)のK I T A環境協力センターへ6人出向している

##### (2) 北九州市の環境国際協力事業の現状について

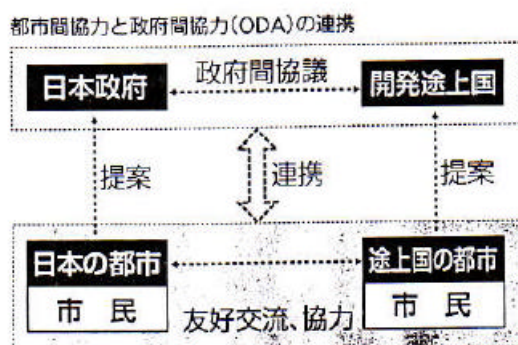
###### 海外からの研修受入れ事業と専門家派遣事業

- ・海外からの研修生受入れ(80年からスタート):139カ国から2,869人(99年3月末現在)
- ・現在では、研修事業は9割がK I T Aに委託している。
- ・K I T Aでは、20数コースの研修が用意されていて、1コースに1,2人の専任講師がいて、高い評価を受けている。
- ・派遣事業では、J I C Aを通じたものだけではなく、大連などへ独自の派遣も行っている(近年の実績では全国の自治体の中で東京の次に派遣者数が多い)。
- ・これまで24カ国に200人以上を派遣(99年3月末現在)

###### 大連事業について

- ・「大連環境モデル地区計画」として93年から始まった都市インフラ整備、産業構造とエネルギー構造の合理化、自然生態系の保護などの事業を集中的に推進するための協力事業、中国の国家プロジェクトにもなっている。2010年までの継続支援が決定されている。
- ・大連市を中国の大都市におけるパイロットモデルに位置づけ、この経験を中国の他都市に普及させ、中国全土の環境改善へつないでいこうという狙いがある。
- ・本協力プロジェクトには、北九州市の自治体としての経験を国際的にも活かすという視点が基本にある。
- ・本プロジェクトは自治体レベルの国際協力が国家レベルのODAという枠組みにまでつながった事例【次頁図参照】

- ・その他共同事業として、日中友好環境保全センター共同研究等がある。



#### その他アジア都市との間の環境協力

- ・貿易などの経済交流の発展性の視点が基本にあり、北九州市が都市を独自に選んで実施している場合がある。
- ・例えば、調査 セミナー というステップで協力事業が展開していく
- ・具体的事例として、スマラン（インドネシア）での人材育成や、ホーチミン市でのCP（Cleaner Production: クリーナー・プロダクション）推進などの事業がある。同市では2000年2月にCP関連で環境協力に関するワークショップが予定されている。

#### （3）地方自治体が国際協力を行う意義などについて

##### 北九州市が国際協력에積極的な理由

###### 1）地域経済協力の一環

- ・北九州の経済は直接的にも間接的にも貿易への依存度が比較的高い（とりわけ門司港が重要な役割を果たしている）ため、近隣諸国の経済の活性化を支援することで、中長期的には北九州市の発展につながる。その点で、ODA関連事業も、ビジネス事業へつなげるための橋渡しの的にとらえている側面もある。
- ・とりわけ、公害の経験を国際環境協力の形で地域経済協력에役立たせたいという発想もある。
- ・参考までに、海の交易拠点として機能を拡大するために、響灘ハブポート（「大水深港湾」）建設の構想も進展中。

###### 2）住民生活の向上

- ・国外自治体との交流を自分の地域の特性を自覚し、外国の歴史・文化に触れるきっかけになる。相手側から良い点を学び、自己の良い点を再認識することを通じて、住民の環境問題に関する意識向上につながる。また、蓄積技術や人材を国際協力で活用することで、雇用機会や有為な人材の活躍の場を提供することにもつながる（例えば、有力な協力事業実施主体であるKITAは、地域企業のOBが中心になって運営されている）。

自治体が国際協力に取り組むことに関して

- ・基本的に市の活動は市民からの負託が基本であり、国家の視点からの国際協力のレベルで市は活動できない。また、国際協力事業は、国から市への委任事務ですらない。
- ・あくまで、事業の目的・手段等が明確でないと、市は取り組めない。国が目的、制度を確立すれば取り組めるかもしれない。
- ・ここ最近では、国際協力事業が市の利益につながっているかどうかという視点が、より問題にされるようになってきた（国際協力事業開始の頃は特に問題にはされていなかった）。

国際協力のための資金面に関して

- ・市のプロジェクトは以下の3通りに分類できる。
  - 1) JICAプロジェクト
  - 2) 市の単独プロジェクト（補助あり）
  - 3) 市の単独プロジェクト（補助無し）
- ・市は国際協力のために人や技術は提供できても施設などのハード面を作るための資金は出しにくい面がある。ハード面は国家レベルの借款やODAなどでやる方が良く、市の資金は本質的になじまないのではないか。
- ・ただし、市がハードを作るための資金まで出した例として、広島市が重慶市に対して器材などを提供している例もある。

市の国際協力活動と市民

- ・北九州市の国際協力事業は、市議会員の全会派から「促進すべきだ」とゴー・サインをもらっている。
- ・ただし、ごみ問題などのような身の回りのことに取り組んでほしいという市民の声もある。それ不十分な状態で国際環境協力はできない。北九州市はそうしたベースとしての身の回りの環境問題への取り組みをおろそかにしているわけではなく、積極的に取り組んでいる。たとえば、通産省のエコタウン事業への取り組みがある。当市はエコタウンの指定第一号であり、すでに国内外から2, 3万人の見学者を受け入れている。

(4) 北九州市と他の援助実施主体との連携

自治体間の連携について

- ・99/11に国際環境協力に関する日米市長会が当市で開催され、61市が参加した。そこで採択された宣言では「best practiceの共有化」をホノルル市長が提案した。
- ・インターネットでbest practiceを公開する。先進国間での協力
- ・ただし、基本的に都市間は競争関係にある。そのため、相互の協力は難しい面がある。



- ・ I C L E I は 1 つの都市間連携の取り組み事例として挙げられるだろう。

#### 市と N G O、市と産業界との連携

- ・ キーネットと呼ばれる N G O のネットワークがある。定例の連絡会を開催している。40 ~ 50 の N G O が参加している。
- ・ とりわけ N G O のなかで博愛的な活動を行っているものには、市は資金援助できないだろう。
- ・ K I T A も N G O だと考えれば、K I T A に対しては毎年運営費しか出していない。また、K I T A はおもに企業 O B により運営されており、その点で K I T A との市の協力は産業界と市の連携ということにもなる。
- ・ 産業界に関しては、K I C S（北九州経済環境コンサルティング協会）というコンサルティング会社や商社など経済・環境協力事業関連の企業からなる企業連合があり、その場で関連の情報交換をしている。

#### （ 5 ）国際比較の視点からの見解 - 自治体による国際協力事業と市民

- ・ 市民の声に立脚した側面の強い欧米の国際協力には、宗教の影響もあるのではないか。
- ・ 欧米の市民には「地域のためにここの住民が何をなすべきか」という考えが基本にあるように思う。それに対して、日本では「何が利益として得られるか」「他もやってるから」といった考え方がベースにあって、かなり違う。
- ・ 国際協力に対する市民意識の温度差は、市民意識の成熟度の違いの反映だとも思われる。

5) (財)北九州国際技術協力協会 (KITA : カイタ)

【訪問先】(財)北九州国際技術協力協会 (KITA : カイタ)

【住所】〒805-0062 北九州市八幡東区平野 1 丁目 1 番 1 号

国際村交流センター 2 階、4 階 Tel 093-662-7770 Fax ? 7782

【面談者】環境協力センター次長 溝口浩 氏

【日時】2000 年 1 月 12 日

設立の経緯

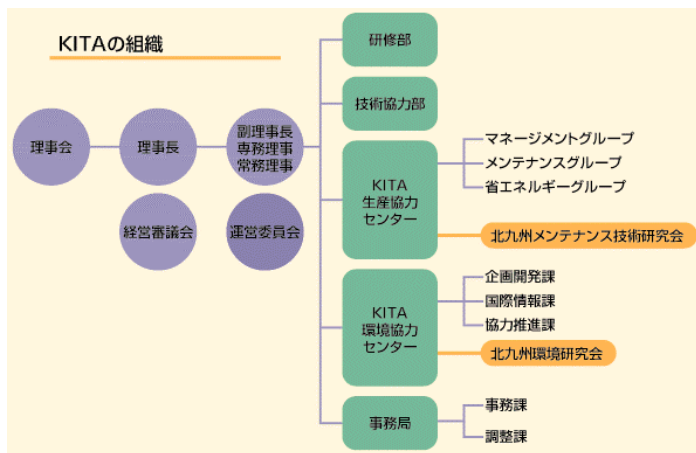
1978 年 2 月に北九州 JC 内部組織として「北九州の産業経済を考える会」が発足した。1979 年 1 月には JICA 国際研修センターの誘致構想が誕生し、その会議での提言を受け、準備委員会が設けられ、1980 年に (社)北九州青年会議所、北九州商工会議所、(社)西日本工業倶楽部を設立母体に、北九州市、福岡県の支援のもと、北九州地域に蓄積された工業技術を途上国へ移転することを目的として北九州国際研修協会が発足した。国際技術協力をより総合的かつ効果的に推進するために、1992 年、「北九州国際研修協会」から現在の「北九州国際技術協力協会」へ改称すると同時に、環境部門を強化し、KITA 環境協力センターを発足させた。研修コースは 1999 年度で 38 コースあり、200 近くの大学、NPO、企業が協力している。これまで世界 98 カ国、延べ 2,121 名 (1998 年 3 月末現在) の途上国技術者が研修に訪れた。

KITA の現状

基本財産 : 510,610 千円		総事業費 : 552,710	事業概要	
北九州市	210,000 千円 (41.1%)	研修事業費	265,924 千円 (48.1%)	受入研修 専門家派遣 技術交流 調査・研究 コンサルティング 国際親善交流
福岡県	70,000 千円 (13.7%)	委託事業費	239,479 千円 (43.3%)	
民間	230,610 千円 (45.2%)	事務局経費	47,307 千円 (8.6%)	
1999 年 3 月末現在		1998 年度実績		

注) 研修事業費は、8~9 割が JICA 研修委託事業、その他は北九州市、日韓財団の委託研修など。委託事業費には、調査、イベントなどの費用である。

## KITAの組織図



注) 市派遣職員が KITA 環境協力センターに 6 名、事務局に 1 名在籍している。

資料) <http://village.infoweb.ne.jp/~kita98/sosiki.html>

当初は、NGO としての性格が強かったが、大連プロジェクトを契機に、1992 年に環境部門を強化し、北九州市との連携を強めた。技術協力に携わる人間は、企業の退官後のシルバー人材が多く、支払いが十分に行えないため、有償ボランティアの側面が強い。したがって、KITA にはシルバー人材の活用という側面もある。

## 設立の経緯

技術支援      大学の設立      失敗  
途上国への技術支援      民間主導で、1980 年に国際研修協会設立

## 支援内容の推移と今後の見通し

時期	支援内容
当初	JICA 委託事業 (工業技術中心)
80 年代半ば以降	アジアの急成長に伴う公害の増大      公害対策の要請
1986 年 ~	環境の研修をはじめ。 JICA 九州国際センターの設立後、環境のコースが激増。
最近	全般的に事業内容が縮小傾向
今後	バブル崩壊後、企業、行政に負担がかけられないので、地道に国際協力を進める方針。拡大する見通しはなく、現状維持も難しい状況。

以下は、環境関連について詳細にヒアリングを行った。

## 大連プロジェクトの役割分担

JICA	北九州	
2~3社のジョイント調査	行政チーム	KITAチーム
	インフラ整備	クリーナー・プロダクション

20年近く経つが、KITAにとって大連のケースほどの規模のプロジェクトはない。このプロジェクトはJICA主導で行なわれた。

その次の規模となるのが、インドネシアのスマランの排水プロジェクト。このプロジェクトでは、JICAの開発パートナー事業を利用しており、従来の補助金よりは使いやすくなってきている。

### スマランの事例

インドネシアのスマラン市は、中部ジャワ州の北海岸に位置する州都で、人口1233千人（1996年）、世帯数276千戸（1996年）面積373.70km<sup>2</sup>の自治都市である。首都ジャカルタから東に約450km離れている。スマラン市は、北九州市と同規模の港湾都市である。アジア環境協力都市ネットワークの会員で、北九州市との姉妹都市提携を目指している。バダック地区カンポン（Kampung）にある豆腐工場5つの排水を処理する共同施設を設置するなどの環境対策が必要である。カンポンとは、インドネシアの都市に自然発生的に発達してきた居住地区を指す。

（「ともに考え、ともに生きる」東南アジア市民・NGO環境セミナー報告書 1999年6月（財）北九州国際技術協力協会 pp75-94）

表．姉妹都市と協力NGOの関係

	インドネシア	日本
自治体	スマラン市	北九州市
市の人口規模（1996年）	1233千人	1018千人
世帯数（1996年）	276千戸	391千戸
面積	373.7 km <sup>2</sup>	482.9 km <sup>2</sup>
NGO	BINTARI財団	KITA

KITAの発展理由は？

### 上からのイニシアティブ

水野勲理事長（元新日鉄：設立時から理事長）末吉興一末広市長（環境国際協力を推進）  
人材育成

当初は人材不足。現状では、自前で人材育成できる力を持っていると自負している。

しかし、研修疲れも見え始める。

景気悪化      リストラ      研修受入に対応する人材の不足。

## 国への要望

現在の JICA プロジェクトでは、地方都市間で、特定の都市からの研修受入をおこなうことはできない。最近新しい制度ができてやや改善しているが、根本的な解決に至っていない。

NGO や自治体間で合意に達している国際協力の案件でも、実際には、国レベルで合意がないと案件がうまく動かない。

## 現在の課題

### コンサル部門の強化

ここ 1,2 年競争が激化して、案件成立が減少。

カナダ国際開発庁 CIDA    カナダ自治体連合 FCM やオランダ    オランダ自治体連合 VNG のような機関が必要だが、現状では、国内にそれに対応できる組織がない。CLAIR は自治省管轄なので×、ICLEI にはそのような力がない。また、実際に国際協力できる自治体が少ない。環境問題に対する市民理解が得られていない。

### NGO と他の自治体との連携について

KITA 自身 NGO であるが、大学・非営利団体・市内企業と、途上国 NGO との連携がある。大学や財団法人のほかに、200 社近くの市内企業の協力で研修が成り立っている。

他の自治体とはお茶会程度の情報交換の場ならあるが、それ以上の取り組みはない。

KITA のような試みが他の都市や自治体でも可能か？

困難だと思う。

## 6) (財)国際東アジア研究センター (ICSEAD)

【訪問先】(財)国際東アジア研究センター (ICSEAD : イクシアード)

【住所】〒803-0814 北九州市小倉北区大手町 11 番 4 号 大手町ビル内

Tel 093-583-6202 Fax ? 6576

【面談者】所長 市村真一 氏

企画係長 北里勝利 氏

【日時】2000 年 1 月 12 日

### 設立の経緯

北九州市市長 末吉興一氏の選挙公約より、海外大学誘致を試み、ペンシルベニア大学への誘致に乗り出すが、話し合いの結果、北九州市を中心にシンクタンクを作ることで合意に至った。1989年に設立し、1990年より財団法人として設立が許可された。現在は、専任研究員 10人体制となり、市村所長を中心に研究を行っている。

所長の考えていた研究所に近づいており、2,3年のうちには、何らかの研究成果が出せると語っていた。

### ICSEAD の現状

基金	年間収入	スタッフ	事業概要
総額 9 億円	総額約 3 億円		
北九州市 2 億円 福岡県 1 億円 民間 6 億円	補助金 3 億円 (北九州市) 会費収入 若干	専任研究員 10 名 北九州市から 7 名派遣 (近年減少傾向)	研究 東アジアのマクロ計量 モデルが中心 市民向けアジア講座

注) 基金の民間は経団連募金の割合が大きい。

### 市村所長のインタビュー

(限られた時間でのインタビューのため、話された内容の概略を文章にした。)

日本の ODA には資金面、技術協力など人材派遣の側面の双方に様々な問題点があります。資金面として、国際協力銀行などの一本化された組織がいいのか疑問ですし、もっと地方の自主性を活かした資金配分がいいのではないかと思います。今回の調査趣旨から、技術協力など海外への人材派遣の側面を中心に話します。

海外への人材派遣についてはご存知の通り、JICA、外務省ベースが圧倒的に大きいシェアを持っています。私の意見は、もっと地方重視のやり方に変える必要があるということ

です。

細かい点をいえば、ODA の開発援助に載らない多種多様な地方の援助事業をきちんと積み上げて見直す必要もあるでしょう。現統計では、地方の援助が過小評価されている可能性があります。例えば、地方での留学生受け入れプログラムは、国際協力として計上されておりません。

地方重視のやり方に変えるというのは、中央政府主導の比率を下げるということだけではなく、NPO の援助活動などを増加させることも含んでいます。

中央政府主導の日本の ODA を変えるべきだという理由は、JICA、外務省ともに、援助の適切な管理・監査能力が不十分である点を上げれば十分でしょう。

私は、20 年近く JICA のプロジェクトに携わってきましたが、一介の経済学者に依頼しておきながら、これほどまでに詳細な報告書や会議での説明を必要とするやり方は、他の先進国では聞きません。USAID などはその点、実にすばらしい。

ですから、地方重視のやり方に変える際には、思い切って、NPO や自治体に資金を丸投げして、一任してしまい、詳細な報告義務をなくすことが必要です。プロジェクトの無駄をなくすためには、目的にあわせて目標の達成度合いを 2 ～ 3 年おきに評価し、継続か廃止かを決めればよいでしょう。例えば、学術研究を例に取りますと、研究プロジェクトを大学に一任することが望ましい。大学も自信を持ってプロジェクトに参加するわけですから、いろいろな大学が手を挙げて競争が生まれます。現在のようやり方だと、なかなか積極的に参加できません。しかし、学術分野で、援助に携わる日本人たちは、実に真摯に取り組まれる方が多い。なおさら改革の必要性を感じます。

では、地方重視に変えれば、地方ですぐに国際協力ができるかということ、国際協力の即戦力になる人材は言われるほど多くはありません。しかし、潜在的には多い。ですから、中央政府はこれまで地方の人材育成に熱心ではなかったけれども、地方の人材育成の努力、人材育成の機会増大が急務となっています。特に制約となるのは、語学です。

他にも、地方重視を推すには訳があります。私の知る親日派の多くの外国人が、日本の地方で、日本のよさを実感している。外国人に地方を見せる意義は 2 点あると思います。第一に、日本の特殊性をよりよく理解してもらえる点です。特にアジアの人たちは、日本の地方で自国との類似性を見出し、親愛感を持ってくれることがあります。第二に、日本語、日本文化の勉強により適切です。人情味がありますし、もちろん、極めて方言がきつい場合は問題もありますが、北九州などは標準語に近いですし、そういう地域は外国人を招聘するのに適しています。金沢、北九州、静岡大学などいいのではないのでしょうか。

地方が国際協力に参加するには、どんな事ができるのか、中央が地方に聞けばよいでしょう。地方は地元の利点を把握しなければなりません。北九州を例に取れば、環境問題を克服した技術・経験になります。

地方が国際協力する際に、地元利益をどう考えるかですが、北九州市で、環境関連産業の製品が実際に援助国に売れるなどの効果は極めて限られたものでしかないでしょう。そ

のような直接的な利益ではなくて、北九州市のイメージアップに繋がるなど副次的効果を重要視すべきです。

日本は、その経済力に比して、驚くほど、国際社会から知られていないと痛感することが多々あります。日本を知ってもらうためには、多面的な繋がりが不可欠で、地方都市間の国際交流はそうした点で意義があります。ICSEAD は大連に連絡事務所がありますし、大阪市は上海、ロッテルダム、サンディエゴなどに事務所を設けております。

日本の援助は長い間、要請主義をとっておりました。そのため、日本の外務省、JICA が途上国に適切な援助のメニューを提示できず、商社が各国政府を通じて、途上国側に援助を要請させるなどということもありました。これからは、日本の援助がバラエティに富んだメニューを提示できるように、地方自治体、NGO から「どのような援助が可能か」というリストを提出するよう呼びかけることが重要です。

NGO などからは多種多様の援助案件が期待できるでしょう。また、NGO の人材として、女性は実に期待できます。私がインドネシアに長期滞在した時のことです。ある男性がホームシックになっているので、インドネシアのジャカルタにある京大の事務所に招待したところ、非常に元気になって帰って行きました。こうしたことは男性に多いように思います。女性の方が忍耐強いのでしょうか。また、官庁ルートだと女性への機会が限られております。しかし、現在、NGO で活躍されている女性はたくさんおります。さらに、途上国では、やれ売春ツアーなど日本男性のイメージは極めて悪いですが、NGO で働く日本女性は尊敬されています。最近では地方でも女性への支援を独立して行うところもありますし、活発になってきています。残念ながら、日本は、まだ、NPO, NGO に対する評価が低く、職歴としても評価されません。これも改善すべき問題です。



## 7) C D I - J a p a n

【訪問先】日本国際ボランティアセンター（Japan International Volunteer Center: JVC）

【住 所】東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 6 F

【面談者】事務局長 谷山博史 氏

【日 時】2000 年 3 月 9 日 11 : 00

### (1) C D I - J a p a n (Community-based Development Initiative - Japan) について

1996 年 2 月に NGO、研究者、自治体の職員らを会員とするネットワーク組織 C D I J a p a n を設立した。事務局を J V C 内部に置いている。現在、谷山氏が J V C の事務局局長と C D I J a p a n の事務局局長を兼任している。

J V C は、C D I - J a p a n の NGO 会員であり、この活動を全面的に支援している組織である。会員名簿は表に出せない。自治体に向けて提言を行なっているため、特に自治体職員の個人名を公表することは困難である。

ネットワーク組織なので、活動内容の強さとは必ずしも一致しないが、財政基盤は脆弱。専従スタッフもパートで 1 人というのが現状。事務局の専従スタッフについても、ネットワーク会員の事務局依存につながるようなら廃止する必要性がある。人件費のために、受託調査獲得を目指す、「プロジェクト先にありき」的になって、この運動の趣旨と整合性を保てない。活動状況に応じて柔軟に対応しているが、現状も過渡期的な状態である。

### (2) C D I - J a p a n のきっかけ

1995 年 9 月にオランダのハーグで IULA の自治体国際協力(MIC: Municipal International Cooperation) をテーマにした世界大会が開催された。「自治体の世界～国際協力の革新に向けた地域からの取り組み (A World of Municipalities: The Local Way to Innovation in International Cooperation)」と題された大会には、日本の自治体の職員ら 100 名が参加した。この大会で出された「ハーグ宣言」など、世界の自治体国際協力の機運が高まっていたこと、日本の研究者を中心とした自治体の国際化に関する調査研究会の活動が C D I - J a p a n を作る背景にある。

この研究会には谷山氏も参加していた。研究内容は IULA の会議で発表する機会があり、96 年 2 月には、東京都と共催で、IULA の会議の報告集会(シンポジウム)を行い、これを契機に C D I - J a p a n が正式に発足した。

### (3) CDI - J a p a nの活動概要

ネットワーク組織のため、その時々テーマに則した活動を行っている。現在は、国内向けに調査研究、啓発といった情報提供型の活動を行っている。海外への情報発信、ターゲットを決めたアドボカシーは行っていない。CDI-Japan で得られた情報を会員が個人ベースで利用して、海外へ発信しているという事は行なわれている。

理想論だけではなく、実際に「国際協力として何ができるのか」といった視点をもって、市民参加型の国際協力に推進に力点を置いている。

### (4) CDI - J a p a nの活動成果

個々の結果の因果関係は、必ずしも明白ではない。また、ネットワーク組織であるCDI - J a p a nとその活動を通じて個々人を通じた活動もある。特に、後者の関係で言えば、(財)東京国際交流財団への都の助成の仕組みなどには、JANICの伊藤氏や、CDI - J a p a nの研究者の中心メンバーである法政大学の江橋氏も検討委員として加わっていた。

CDI - Japan (旧NGO自治体国際協力推進会議)の作成した「市民と自治体がつくる国際協力」は、1997年に作成されたものだが、問い合わせが多い。

実際には、1995、96、97年くらいまでは、こうした自治体の国際協力もブームであったが、バブル崩壊後の自治体財政の悪化もあって、ブームとして行なっていた外向きの国際化は、真っ先に削減対象となっている。したがって、残念ながら、いまだに1997年のこの報告書の重要性が失われていないという状況にある。

### (5) 現在、JVCの中で、自治体との協力プロジェクトの事例はありますか？

現在進行中のプロジェクトではない。過去、神奈川県との事例がある。

### (6) NGOと自治体の連携について

都道府県と市町村レベルでは、「住民にもっとも近い行政」という意味では、大きな隔りがある。都道府県レベルでは、住民直接参加型が難しいため、もっとNGOを活用すべきである。

例えば、北九州市の公害克服にしても、背景の住民運動なしには語れない。技術だけ移転して、本当に根付くのかという疑問がある。

したがって、このような場合、公害克服の住民運動を行なってきた組織をプロジェクトに参加するようにして、援助の質のチェックをきちんと行なうことが重要である。

標語で言うなら「1人の専門家より(利害関係者に相当する)100人の眼」ということである。こうした専門のノウハウを持つ組織を積極的に活用すべきである。

また、現地の行政との関係で言えば、どういう時に、どこに何をきけばいいのか、現地で活動しているNGOの方がはるかに日本の自治体より情報を持っている。こうした時も、NGOを積極的に利用すべきである。

(7) なぜブームが低迷したのか？

議会(議員)と住民の理解の不足と国際協力に関する圧力団体(谷山氏はこの圧力団体を官に対して金権を求める場合に限定しており、NGOは圧力団体ではないと定義している)に感じられた。一般の定義に従えば、何らかの利権を求める集団であれば圧力団体であるため、開発援助プロジェクトの受託を行うNGOも圧力団体といえよう)がないこと。

(8) 開発教育に対するNGOとの連携はあまり進んでいないように感じますが、...？

いろいろ行なわれています。イベントなどたくさん事例がありますよ。

(9) そういうイベントではなく、義務教育に組み込むような形での活動の方ですが、海外では積極的に行なわれている所もあります。日本では、...？

文部省がネックです。しかし、各学校で自由に設定できる部分も増えていくので、採り入れられていくと考えています。

## 8)シティネット

【訪問先】アジア太平洋都市間協力ネットワーク C I T Y N E T 事務局

【住 所】横浜市西区みなとみらい1 - 1 - 1 パシフィコ横浜横浜国際協力センター5 F

【面談者】事務局次長 牛込 達雄 氏

【日 時】2月25日11:00時

### (1) 設立の経緯など

- ・ E S C A P のイニシアチブで設立された。途上国の深刻な都市問題を受けて、都市問題に関する都市間の協力確立がテーマとされた。(cf.「技術」の言葉が当初は入っていたが、範囲をより広くするために今は落とされている。)
- ・ 1987年の第二回アジア太平洋都市会議(名古屋)での、「名古屋宣言」採択により設立された。
- ・ 1989年第1回総会(上海)、1991年第2回、第3回、特別総会、開催。
- ・ 特別総会で、E S C A P と C I T Y N E T を切り分けることが決まった。
- ・ 92年、以後C I T Y N E T 事務局は独立し横浜市に開設。

### (2) C I T Y N E T の概要

- ・ 会長は横浜市長で、会員制が基本。正会員61都市、準会員3都市・50団体。
- ・ 会員制を基本とする組織。会費金額は3段階。市の規模(人口、国のGDP)が基準。E S C A P により承認された。
- ・ 先進国の都市の入会が少ない点が課題。名古屋も97年に正会員としては脱会し(現在は準会員:準会員制度もある)、今は先進国の都市で正会員なのは横浜市だけ。

### (3) 事務局の収入・人員など

#### 会費収入

- ・ 年間の会費収入は約20万ドル。これだけでは、ほとんど事業はできない。ただし、オフィスの場所は横浜市から提供を受けている。

#### 事業受託の収入

- ・ 事業課長が1人。様々なテーマの提案書を作成して売り込み・営業を行う。

#### 補助金収入

- ・横浜市から。事務局用オフィスも横浜市が提供。

#### 人員

- ・総務課員 - 1人、事務局次長 - 1人、以上は市からの派遣。(財)横浜国際交流協力(横浜市の外郭団体)の職員からの派遣もあり。
- ・課長補佐 - 1人、経理補佐 - 1人、これは会費収入により賄っている。
- ・事業課長 - 1人、その他数人(?)

#### (4) CITYNETの運営

##### 総会(4年に1回)

- ・長期(4年間)計画を作成。活動のフレームを承認。
- ・1997年は横浜で開催。次回2001年はバンコク。
- ・localコスト(開催地での移動交通費、宿泊費など)は開催市での負担。よって、開催を引き受けてもらうのが、なかなか大変。ただし、ほとんどは途上国の市での開催なので財政面に対する配慮から、事務局が1人分の航空費を負担。

##### 実行委員会(年1回)

- ・委員会メンバーは総会にて決定(任期4年)。
- ・実行上の細かい点について決定。活動内容計画の承認。
- ・色々な都市で開催。開催地はその都度各都市に声をかけて依頼。これも、local costの負担がネック。

##### 会員制度について

- ・新会員の入会は実行委員会の承認事項。承認の基準を作っている。正会員と準会員の2種類の制度。【別添資料1参照】

1) 正会員(域内都市): 人口10万人以上、深刻な都市問題を抱える都市。

2) 準会員: NGO(HUDCOなど)、CBO、研究機関、域外都市(リヨン etc.) cf. リヨンは横浜市の姉妹都市。

- ・CITYNETの1つのユニークな点は、こうしてNGOがメンバーに入っていることである。

・実行委員会による新会員の許認可で、承認されない場合もある。事務局負担がいたずらに増すことを防止。

・特に、NGOなどについては、正会員との数のバランスなども考慮して承認しない場合も多い。

- ・NGOが入会申請をする場合、その所属都市の推薦状(endorsement)の提出を義務付け

ている。非市民的NGOが多いようである。

#### (5) 活動内容【別添資料2 参照】

##### 会員向けサービス

- ・ News Letterの配布。これが一番大きい会員 - 事務局とのコミュニケーション。内容は、ワークショップ等についての連絡など。
- ・ 総会での情報交換
- ・ ホームページのメンテナンス等

##### 受託事業

- ・ 国連機関など向けにプロポーザルを出して営業活動をしている。
- ・ 近年のクライアントは、ADB、ESCAP、UNDP、世銀など多様。必ずしも設立時の母体になったESCAPに依存しているわけではない(この点で、ICLEIでのヒアリング内容は異なる)

##### 技術指導・助言(専門家派遣を含む)

- ・ これまでは、横浜市からの専門家の派遣を進めている。
- ・ 原則として、派遣先でのLocal Costは派遣先自治体が負担することにはなっている。
- ・ ただし、最近は市へJICAからの派遣依頼も多く来ているようで、さらに市財政も厳しく人の余裕がなくなってきているようだ。派遣のための人手不足。

##### セミナー、ワークショップの活動

- ・ この関連の活動が一番大きい。
- ・ 2000-01年のテーマは主に以下の通り(優先順に)
  - 1) 環境・健康問題
  - 2) 貧困問題
  - 3) 自治体の財政問題・財政運営、効果的な行政
  - 4) インフラ(都市基盤)の整備、都市サービスのあり方
  - 5) 地域の人たちを巻き込んだ都市行政その他以上の課題の複合的な問題
- ・ 今までは、「南北協力」の視点が主であったが、最近では「南南協力」の都市間協力体制が進展している。CITYNETの成果と言えるかもしれない。

##### 研修・視察

- ・ 海外から受入れの事業も進めている。CITYNETがその体制づくりに関わる。

- ・特に、港湾管理技術、環境（廃棄物処理、酸い同問題）などの横浜市の関連部署と連携して研修受け入れを行っている。

#### （６）NGOや他都市などとの連携について

##### NGOとの連携

- ・途上国での国際協力事業には、planning段階でNGOを入れることを心がけている。
- ・国内では、「風致保存会」などのNGOが入って交流がある。

その事例では、「市民と一帯となったセミナーをやろう」ということで「緑化」をテーマにして協働した。

- ・こうした国内でのNGOとの協働は、市民に国際協力の輪を広げるということで意義があらう。

##### 他都市との連携について

- ・各市が競争的なので、CITYNETでの活動に関しては「横浜市がやっているのに、何をいまさら……」という印象がある。

- ・先進国側都市の費用（会費等）が高すぎるため、国内他都市の参加は困難なようだ。

#### （７）横浜市がCITYNETの活動に積極的な理由

- ・横浜市長の国際協力に関する関心が強い。

- ・CITYNETの会長市としての、国際機関における宣伝効果が大きい。国連機関での横浜市の知名度・発言力の工場に大きく寄与している。

#### （８）今後の課題など

- ・これまでの活動の蓄積は進んでいるが、途上国の都市の厳しい現状を変えるまでには至っていない。

- ・今後JICA等との連携などにより、大きな事業にまで結び付けられるところまで持っていきたい。

- ・ちょうど、MM（みなとみらい）内の近くにJICAの施設が建設予定であり、これを機会に、CITYNETのメリットが出るように協力体制を築きたい。

- ・自治省も、87年以前は、横浜市が国際協力事業を進めることに対して、どちらかというど消極的だった。国際機関（ITU関連の支部）の招致活動でお叱りを受けた経緯もあった。それが近年は逆に国際協力活動を応援するようになっている。

【資料1】CITYNET会員一覧(1999年11月現在)

(出所：CITYNET資料より抜粋)

国名	都市名	団体名
イラン	エスファハン	
インド	アーメダバード、アラハバード、カルカッタ、カルヤン、グントウール、ソラプール、デリー、ナシック、バンガロール、ムンバイ(ボンベイ)、ラジコット	アーメダバード研究行動グループ(ASAG)、全インド地方政府協会(AIILSG)、地域・社会研究のためのキリスト教研究所(CISRS)、デリー開発庁(DDA)、環境改善調整協会(EPCO)、住宅・都市開発協会(HUDCO)、ムンバイ首都圏開発庁(MMRDA)、路上生活児の状況改善奉仕団(MSSS)、開発研究協会(SDS)、地域活性化センター設置促進協会(SPARC)、青少年育成グループ(YUVA)
インドネシア	スラバヤ、バリクパパン、バンドン	インドネシア自治体協議会(IIMO)
オーストラリア		オーストラリア空間情報科学技術研究所(AISIST)、オーストラリア自治体研修協会(ALGTB)、海外サービス協会(OSB)
韓国	インチョン、スーウオン、ソウル	
スリランカ	キャンディー、コロンボ、デヒワラ・マウント・ラヴィニア、ネゴンボ	都市資源センター(HELP-O)、スリランカ上下水道委員会(NWSDB)、コミュニティ開発のための技術指導機関(SEVANATHA)、都市開発庁(UDA)
タイ	ソングラ、バンコク	居住権のためのアジア連合(ACHR)、バンコクフォーラム、建設互助会(BTA)、ドゥアン・プラティープ財団(DPF)、人間居住基金(HSF)、都市コミュニティ開発庁(UCDO)
中国	上海、武漢、南京、南昌	
日本	横浜	(財)鎌倉風致保存会(KAMAKURA TRUST)、草の根援助運動(PPA)、ラテンアメリカ・アジア低所得者住宅協会(SELAVIP)、(財)横浜市国際交流協会(YOKE)
ネパール	カトマンズ、シッダルタナガル、ジャナクプール、タンセン、ネパールガンジ、ピラトナガル、ビルガンジ、プトウフル、ボカラ、ラリットプル	ネパール地方自治体協議会(MUAN)
パキスタン	イスラマバード、カラチ、クエッタ	D. G. カーン開発庁(DGKD)、カラチ開発庁(KDA)、ラホール開発庁(LDA)、オランギパイロットプロジェクト(OPP)、パキスタン環境開発行動研究所(PIEDAR)、ラウルピンディ開発庁(RDA)
バブアニューギニア	ポートモレスビー、ラエ	
バングラデシュ	クルナ、シレット、ダッカ、チッタゴン、ラジャーヒ	バングラデシュ高等学術研究センター(BCAS)、都市研究センター(CUS)、都市貧困者融資団体(DSK)、社会経済教育促進協会(GSS)、ダッカ首都圏開発庁(RAJUK)
フィジー	スバ	
フィリピン	サンフェルナンド、ダバオ、マカティ、ムンティンルバ	応用フィリピン研究所(CAPS)、住宅・環境開発基金センター(CHHE D)、地域居住のために行動する女性グループ(DIWHA)、住宅建設の自由協会(FTB)、フィリピン緑化フォーラム(GFP)、イグナチオ開発財団(MIDF)、ミンダナオ・スル社会活動協会(MISSA)、都市貧困者のための大統領委員会(PCUP)
フランス	ナンシー、リール、リヨン	都市連合開発局(UTDA)
ベトナム	ホーチミン、ハノイ、フエ	
マレーシア	クアラルンプール、ベナン、南クチン	
ミャンマー	ヤンゴン	
合計19カ国	64都市(開発途上国都市:60都市、先進国都市:4都市)	50団体(開発途上国団体:42団体、先進国団体:8団体)

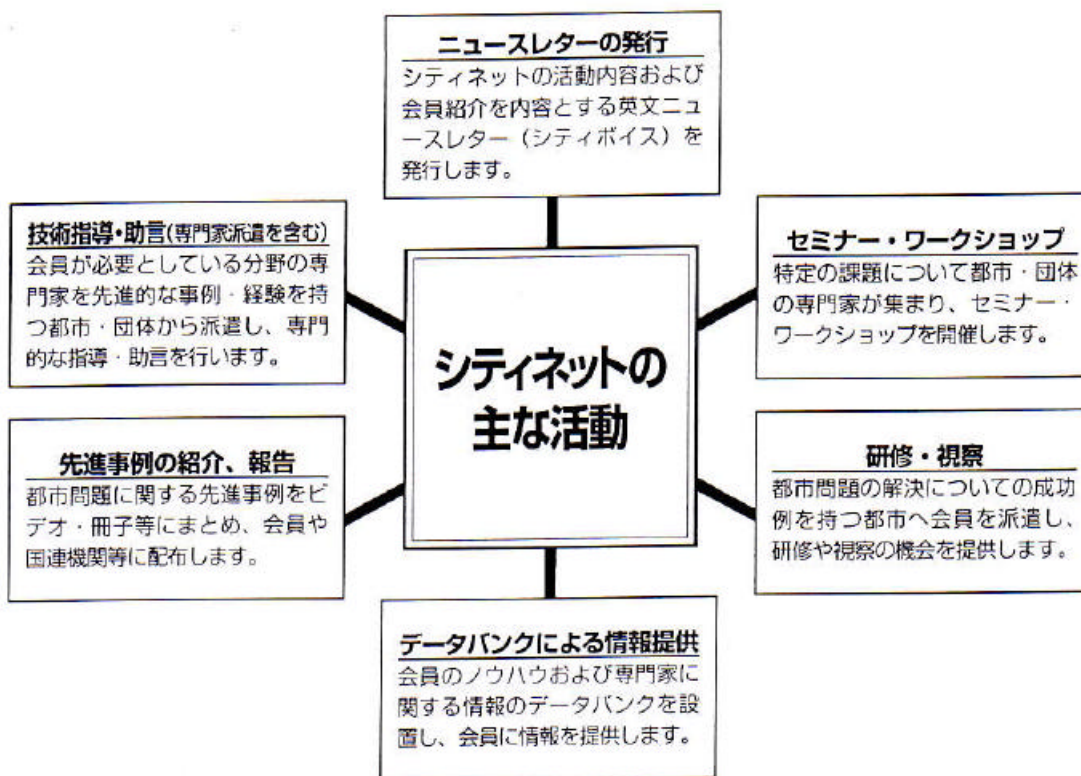
\* 正会員 61都市(アジア太平洋地域内の都市)

\* 準会員 3都市・50団体(団体及びアジア太平洋地域外の都市)



## 【資料2】CITYNETの活動

(出所：CITYNET「1987-1997 Ten Years of Progress 10年の歩み」より抜粋)



## 9)自治体国際化協会（CLAIR）市民国際プラザ

【訪問先】自治体国際化協会 市民国際プラザ

【住 所】東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2 新霞ヶ関ビル

【面談者】交流協力部 交流課 河本昌樹 氏

【日 時】2000年3月15日 11:00

### (1)自治体国際化協会（CLAIR）の設立の経緯

財団法人自治体国際化協会（CLAIR：Council Local Authorities for International Relations）は1988年設立された地方公共団体の共同機関である。設立は、国際交流という言葉もまだ、あまり普及していない時で、当初は、本部（東京）の事務局以下総務部程度しかなかったが、徐々に組織を強化してきた。都道府県、12政令指定都市の負担金によって運営されている。支部はだいたい各都道府県、政令指定都市の国際課が担当していると考えてもらえばよい。海外事務所がニューヨーク、ロンドン、パリ、シンガポール、ソウル、シドニー、北京にある。

### (2)自治体国際化協会（CLAIR）の主な業務

自治省、文部省、外務省がそれぞれ役割分担しているJETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業：The Japan Exchange and Teaching）及び姉妹都市提携支援がこれまで重要な仕事である。その他にも、随時、組織を拡大し、海外に事務所を構え、海外自治体の情報収集を行っている。また、協力事業も独自に行っており、今後、この分野に力を入れていく予定である。

例えば、自治体国際化協会独自に、海外の自治体から日本の自治体への受入研修を行っている。1996年50名の受入研修から始まり、1999年度は約80名にまで拡張した。今後も事業の拡大する方針で、2000年度は、100名の受入れ研修を予定している。1ヶ月は日本語中心に研修し、残りは各自治体で半年から9ヶ月程度の研修を行う。

その他にも、専門家派遣を行っている。実績はまだ中国に1名だけである。この専門家は、CLAIRが作成した国際協力の可能な人を登録した人材バンクから派遣されている。

他に、自治体モデル事業など資金援助も行っている。

CLAIRの職員のほとんどが各自治体から出向者である。私は鳥取県から出向している。

### (3)市民国際プラザの設立経緯、役割、活動など

ご存知のように、自治省の「交流から協力」へという方針が出されたこともあって、平成 11 年に JANIC の協力を得て、以下の目的で「市民国際プラザ」が設立された。

- ・地方公共団体と NGO の国際協力に関する情報提供
- ・地方公共団体に対する国際協力の案件形成の支援
- ・ NGO との連携推進 等

今回ヒアリング依頼で電話で最初に対応した瀬川が JANIC から派遣された職員で、NGO に対する問い合わせなどがあれば、彼女に対応してもらっている。

自治体の国際協力には、地元のメリットを考慮する傾向があるため、一つの案件を形成しながら協力活動へ結び付けていかねばならない。そのため、ばら撒きの援助ではなく長期的な成果重視の協力が期待されている。その支援をしていくのが市民国際プラザの重要な役割と考えている。

市民国際プラザの場では、開発 NGO、自治体、各地域の国際化協会などのファイルを取り揃えている。他にも関連資料を揃えている。しかし、東京にいなければ、なかなかこうした場を利用できないので、資料室としての機能は重要と考えていない。むしろ各都道府県で情報にアクセスできることが望ましい。NGO・自治体連携の情報提供、自治体が国際協力する際の情報の提供は重要な機能であり、電話の問い合わせに対する応対も行うが、今後は、ノウハウの提供（来年度から本格化）、ワークショップによる人材育成が重要と考えている。

まず、各都道府県、政令指定都市に専門家が育成されることが重要と考え、地道ではあるが、各都道府県、政令指定都市の中堅職員（30～40代）や自治体国際化協会のプロパー職員を 10 人程度集めて、2泊3日のワークショップを市民国際プラザで行っている。この他に、市町村レベルでも参加できる初心者向けワークショップも開催している。1999 年度は年 4 回実施したが、来年度は、年 8 回に増やそうと計画している。最終的には、市町村レベルの研修も行うことが理想であるが、現状は、まず、政令指定都市規模までの人材育成に努めている状況である。

ノウハウの提供に関しては、来年度から、市民国際プラザにアドバイザー制度を導入する。アドバイザーとして、人材バンクのように NGO・自治体連携の専門家（大学教授、自治体職員のプロパーなど）に登録してもらい、各自治体からの国際協力に関する問い合わせなどに応じていただく予定にしている。

また、現在、開発教育の教材を作成している。来年度から貸出の予定である。

#### （４）市町村からのアクセスは？

現在、2つのルートがある。ひとつは、市民国際プラザに直接連絡してくる場合、それから県の国際課などを通じて自治体国際化協会に連絡してくる場合である。

もうやるのが決まっていれば、資金援助すればいいが、案件を形成して行く上で、各

自治体が、国際協力として何ができるのかという所からスタートする場合も少なくない。そのような場合、知的支援を行う必要があり、来年度からはじまるアドバイザー制度が役に立つと思う。

---

ここからは主として、河本氏の個人的な見解

#### (5) 国際協力における NGO・自治体の問題点と連携の問題点

自治体側の問題としては、(a) 相手国の実情を知らない (b) 連絡調整のノウハウなどを持っていないなどあるが、昨今の世界情勢からも、市民参加型の国際協力の可能性は拡大している。NGO 側の問題としては、(a) 人的、財政的な基盤が脆弱であること、(b) 市民を向いて活動していない、地元の良さへの認識を深めていない、といった問題がある。

連携で特に問題と思うのは、次の 2 点である。第一に、NGO・自治体の相互理解の不足していること、第二に、極端な平等主義という自治体の問題である。

第一は十分な話し合いの期間を持つことで解消できる問題であるが、相互の意識が変わる必要がある。第二は、特定の NGO 任意団体に助成しにくいという自治体側の問題であるが、これは極端な平等主義で悪平等なのではないかという気がする。例えば、官庁では機器の購入に際して特定のメーカーにならないように、ばらばらに注文することがあるが、その時の市場原理に従い受注すれば、結果として特定メーカーの機器に偏っても問題はないだろう。

事業評価については、国にしても自治体にしても内部評価になるので、NGO に委託するなど連携が可能な分野である。

#### (6) 自治体側が市民参加しやすいからとはいえ、非常に「モノ」援助にこだわる傾向があるように思います。これは何故でしょうか？

「モノ」の援助の背景には、自治体の古い体質として、「目に見えたもの」を求めるといふことがあります。議会对策や市民への説明が容易で、事業効果として結果がわかりやすく説明できる利点があります。これは自治体内部の問題ですが、同時に住民側の問題でもあります。住民が自治体の活動についての知識や理解が不足しています。

#### (7) NGO・自治体の連携事例をいくつか見ていると、必ずしもうまく行っていないように感じます。連携を進める上で重要な点は何でしょうか？

国際協力の目的や期待される効果を明確にすることが重要です。つまり地元のメリット

が何なのか、はっきりしておけばいいわけです。

具体的な事例としては、鹿児島県の「カラモジア」交流がいい例でしょう。これは、地元農民が自分たちの農業で何ができるか？という認識からスタートしています。

また、フィードバックも重要です。どこまで費用対効果で資金を投入するかという視点があれば、プロジェクトの継続・中止の判断もしやすいでしょう。

あとは、小さな事から始めて、徐々に認識を深めていくことです。

(8)お話を伺っていると、小さな市町村レベルの方が連携がうまく行くように思えますが、...？

小さな市町村レベルの方が、市民の結束を得やすく、フィードバックしやすい、住民の意識を高めることが容易であるという利点があります。

(9)国際化理解（開発）教育について

(9-1) 開発教育をNGO・自治体の連携がうまくいく分野だともおもいますが、NGO独自のテキストだと我田引水になりすぎるのではないかと思うので、国である程度共通の枠組みがあった方がいいのではないのでしょうか？

地方には地方独自の見方を反映した国際化理解教育の方がいい。例えば、私の出身の山陰は保守的な地域として知られていますが、古墳がたくさんあり、古くから国際交流の痕跡が見られると考えれば、地元のよさを引き出しながら、国際化理解につなげることができる。中央で画一的なものを作ると地方で根付かない。

確かにNGO独自のテキストだと偏見があるかもしれない。それでも地方分権化の流れの中では、地方独自の見方を反映した国際化理解教育の方がいい。地方に根付く人材を育成するのであれば、グローバルな人間が生まれるのは重要だけれども、地方が国際化理解教育をするメリットがないのではないか。

(9-2) 開発教育で、NGO・自治体の連携がうまくいっている事例はありますか？

そうですね。具体的な事例としては豊中市が熱心だったと思います。

(10) 日本で自治体連合の動きはありますか？

以前、岐阜県で試みられたと聞いたことがあるが、その後どうなったか把握していない。

・自治体アンケート結果

以下は、昨年行われた都市自治体アンケート<sup>1</sup>において「国際協力」でNGOと公民協働していると回答した都市自治体65団体に2000年2月に行った葉書アンケートの結果である。

回答自治体は24あったが、該当なしと回答した自治体が2あった。

なお、質問は以下の通りであった。

<p>問1.貴自治体では「国際協力」に関し、NPOとの公民協働を実施しておられるとのことですが、具体的にはどのような内容となっていますか。実施年次、事業名、事業内容、NPO数、NPO名など差し支えない範囲で以下の欄にお答え下さい。</p> <p>問2.上記事業に関し、問題点、課題、今後の方向に関する意見をお聞かせ下さい。</p>
---

「国際協力」に関しNPOとの公民協働を行っている都市自治体の活動内容回答結果

NO	都道府県	市	要約	現状	課題と今後
1	北海道	室蘭市	国際交流 (姉妹都市 交流)	国際姉妹都市交流 アメリカ合衆国テネシー州ノックスビル市 提携年月日 / 平成3年1月16日 主体 室蘭国際交流センタ 事業 / H.7.4 ・室蘭工業大学とテネシー大学との 学術交流協定 ・日鋼記念病院とフォートサンダース病院 が提携 ・その他、市民交流 ...等	
2	北海道	函館市	国際交流	国際交流事業活動補助金 (H11年9,020千円) 函館市国際交流プラザ施設利用料免除 団体間の情報交換の場を提供 (年2回程度) 行政情報の提供と連絡調整 以上、支援を含めた事業として NPOの数(市として把握している範囲) ・NPO法人...1団体 ・その他.....27団体 計.....28団体	

<sup>1</sup> 財団法人余暇開発センター編「時間とは幸せとは - 自由時間政策ビジョン」通商産業調査会、1999年

NO	都道府県	市	要約	現状	課題と今後
3	山形県	村山市	国際交流 (外国人歓迎、ホームステイ)	現在のところNPO認定団体はありません。但し「村山市国際協会」という位置づけにしたいと考えている「村山市国際クラブ」というボランティア団体があります。ここでは、外国から訪れる人たちの歓迎セレモニー、通訳ボランティア、ホームステイの受け入れなどを行っています。 ヨーロッパやカナダ、ロシア等からの訪問があります。招待側は市ですので、公民協働の事業ということになります。	村山市国際クラブのメンバーが平成7年度の設立当初から増えていないこと。 また、事務局体制を団体そのものに移行していきたいと考えておりますが、予算的な問題もあり、実施していません。
4	山形県	上市市	国際交流 (国際スポーツ大会)	1997年より「蔵王坊平国際クロスカントリー大会」を2年ごとに開催しているが、通訳に個人ボランティアを活用している。 1997年は通訳ボランティア47名、1999年は通訳ボランティア9名、高校生ボランティア80名ほどが参加した。	
5	茨城県	石岡市	国際交流	・石岡市における国際交流に関する施策を推進するために、市内の民間団体が行う国際交流に資する各事業の経費について、予算の範囲内において石岡市国際交流施策推進事業補助金を交付する 事業名 / 平成11年度国際交流施策推進事業補助金交付 補助金額 / 会場借上料、使用料、交通費 講師謝礼、消耗品費、郵便料等から事業収入を差し引いた額の80%以内で、1事業につき20万円を限度 (H11は3団体申請あり)	予算不足
5	群馬県	渋川市	国際交流	市民レベルに国際交流を推進するために、地域国際化協会(渋川市国際交流協会)の事業を支援している(活動費補助) ・渋川市国際交流協会 設立 / 平成4年7月11日 ・主な事業 / 外国人生活相談事業 国際理解推進事業 交流事業ほか	検討課題 / 財源確保 人材確保 事務局体制
6	埼玉県	浦和市	国際交流	・市役所の敷地内の別棟に国際交流サロン「ぶらっとサロン」というスペースがあり、女性政策・国際課と浦和国際交流市民の会とのパートナーシップによって運営しています。 ・活動はあくまでも、ボランティアさんが主体で、行政は場所の提供とサポートをしています。	

NO	都道府県	市	要約	現状	課題と今後
7	千葉県	千葉市	国際交流	本市では、約10数程度の市民公益活動団体が、国際的な交流・協力活動を行っていますが、情報交換や市民参加という範囲での公民協働の段階であり、具体的な事業については調査検討中です。	具体的な事業については調査検討中です。
8	東京都	目黒区	国際交流 国際協力	具体的な協働、作業ではなく、目黒区国際協力協会を通じて、国際協力を行っているNPO等との情報交換の場を設けている。 * 国際交流に関する団体...5団体 ・目黒ユネスコ協会 ・ネパール会 ・日本国際社会事業団 ・南米援護ボランティア協会 ・幼い難民を考える会	国際協力に関するNPO等の協働も含め、行政とNPO等の協働について今後の検討する予定である。
9	東京都	東大和市	国際協力 (外国人支援)	事業名 外国籍市民への日本語学習の支援 実施年次 平成7年度から継続 事業内容 市は「資料の提供」「場の確保」「ボランティア養成」 NPOは各団体週1～2回ボランティア活動 NPOの数...3団体	問題点 ボランティアの確保
10	東京都	稲城市	国際交流	毎年、国際交流委託事業 国際交流理解プロジェクト「コミュニケーションよう わたしたち地球家族～We are one～」 1.スピーチ発表会 2.民族料理紹介 3.国際交流パーティ 稲城国際交流の会」1団体	市報等による募集告知による参加者が少ない
11	東京都	大田区	国際交流	・セーラム会 大田区の姉妹都市であるボストン・セーラム市を訪問した区民で結成した会 * 毎年、セーラム 上空の市民訪問団の受け入れ母体となっている。 ・山王会館 区の文化。地域活動施設 * 国際交流のために上記の施設を使用。 国際登録を受付、会場提供を図る。 現在登録数 16団体 ・日本語でスピーチ * 外国人が日本語スピーチを行う発表の場を年1回、平成7年から、日本語教室の団体と協力して開いている。	山王会館使用のための団体登録を一般の国際協力団体登録として整備することが今後の課題と考えている。



NO	都道府県	市	要約	現状	課題と今後
12	東京都	府中市	国際交流	<p>府中国際交流サロン事業 平成7年度より事業開始。市が市民ボランティア団体である府中国際交流サロン実行委員会に委託する形で日本語学習会、情報提供、各種講演会、イベント等。在住外国人に対するサポートと交流事業を中心とした活動を行っている。</p> <p>なお、府中国際交流サロン実行委員会はNPO法人ではありません。</p>	平成9年に専用の事務所が開所し、事業は年々拡大しているが、ボランティアの人数の確保、新しい事業要望への対応などが課題となっている。
13	新潟県	上越市	国際交流	<p>実施年次...平成10年度 事業名.....第2期ボランティアアカデミー 事業内容...「国際交流」をテーマとした講座。国際交流に対する市民の理解を高め、新たなボランティアグループの結成と専門性を有したグループのリーダーの養成を図るもの。</p> <p>・全6回の講座の講師にボランティアグループ(NPO)の代表者の方々から講演をいただいた。(2団体)</p>	講座受講生20名が友好の輪というボランティアグループを立ち上げ、仲間同士の情報交換や、国際交流に関するボランティア活動行っている。
14	富山県	滑川市	国際交流	<p>任意のボランティアグループである国際交流グループNICEの会を平成11年5月13日に設立した。</p> <p>目的としては、会員相互の親睦を図ると共に、会の活動を通じて、国際社会の一員として国際親善に寄与し、豊かな地域社会の発展に資するボランティア活動を行うこと</p> <p>事業としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滑川氏の国際交流活動の支援。</li> <li>・会員相互のための研修会</li> <li>・草の根的な国際交流を通じて、地域在住の外国人との親善活動の輪を広げる。(国際交流デイの開催)</li> <li>・同一目的を有する外部団体との交流。</li> </ul> <p>会員数...24名</p>	
15	富山県	高岡市	国際交流	<p>内容 民間国際交流団体の支援 実施年次 平成11年 事業内容</p> <p>「高岡鳩の会」(中国語を通じ、在日中国人の方々と交流しているNPO)が、高岡市との友好都市である中国錦州市を訪問する際に「親書」(市長名)の作成や、アドバイスを行う</p> <p>数...1団体(高岡鳩の会)</p>	

NO	都道府県	市	要約	現状	課題と今後
16	静岡県	御殿場市	国際協力 (対カンボジア、アフリカ支援)	<p>「カンボジアの子供に学校を送る会」(JHP) 毎年実施.....カンボジアへ楽器を送る運動 通算4,850点</p> <p>H7~9年実施...カンボジアへ富士山学校を作る運動(2棟寄贈)</p> <p>・「アフリカへ毛布を送る運動推進委員会」 毎年実施...「アフリカへ毛布を送る運動」 通算1,909枚</p> <p>・「日本国際ボランティアセンター(JVC)」 毎年実施...使用済みテレホンカード</p> <p>・「日本ユニセフ協会」 毎年実施...外国コイン募金</p> <p>注)上記5活動はいずれも本市が主催ではなく、全国レベルで展開している事業に本市国際交流協会が協力しているものですが、カンボジアの富士山学校は本市独自の運動です。</p> <p>上記5活動に関する問合せ 〒412-8601 御殿場市萩原483 御殿場市秘書広報課 担当 岸 鈴木 0550-82-4420</p>	
17	愛知県	豊明市	国際協力 (募金活動、及び対アフリカ・マリ共和国支援)	<p>1 衣料救援活動(10~11年度) 市の補助団体である国際交流協会が市民に呼びかけ、春・夏物の新・中古品(洗濯済み)衣料を集め、マザーランドアカデミーを通じてアフリカマリ共和国へ送った。11年度実績としてダンボール46箱、約1800点。 なお海外送料として衣料をあわせ、市民から118000円の寄付をもらった。</p> <p>2 募金活動等(7~11年度) 国際交流パーティー、夏祭などの実施の際、募金活動及び書き損じはがき収集活動により集めた資金を国連難民高等弁務官事務所、台湾などに寄付した。 7~11年度累計 約560000円</p>	<p>衣料救援活動において海外への送料が結構かかるため、送料も市民にお願いしている。しかし送料を強制的に徴収できず、不足分は協会が負担しているため、この活動を増やせば、協会の負担が増える財政的な問題がある。</p> <p>また、衣料および寄付したお金が本当に現地に届けられ、活用されているのか実態が把握できない不安もある。</p>

NO	都道府県	市	要約	現状	課題と今後
18	愛知県	大府市	国際協力 (途上国援助)	大府市国際交流協会(現在、市役所に事務局あり。補助団体) ・開発途上国へ古着を送る会 H8~9 ブラジル H10 コンゴ 2tトラック1杯分 H11 フィリピン 文具、靴 ・ペンギン募金 姉妹都市のペンギン保護のため 累計金額 ￥968,723 ・トルコ・台湾義援金 トルコ ￥30,858 台湾 ￥7,265	
19	三重県	鳥羽市	国際交流	姉妹都市であるアメリカサンタバーバラ市との相互交流を推進するため、毎年中学生(3~4人)を派遣し、向こうからも受け入れている。 また、国際交流の普及・啓発のため ・食の交流会 ・日本と外国の文化の違い講演会 ・人間の翼上映会 等の事業を行った(平成10年度)	毎年、市からの補助金により事業を運営しているが、協会主導型の組織運営に移行していく必要がある。
20	山口県	宇部市	国際協力 (環境協力)	宇部市では、1997年の国連環境計画グローバル500賞受賞を機に国際環境協力の推進を目的として、1998年8月産・官・学・民により、宇部環境国際協力協会(宇部IECA)が設立されました。この宇部IECAは、団体・個人からの会費と宇部市からの補助金により運営されています。宇部市は、この宇部IECAとの協働により、市民啓発のための「環境国際セミナー」の開催、市内企業の持つ環境技術の要覧集の編集と発行、海外からの環境技術研修生の受け入れ等の事業も行っています。 担当課:環境共生研究室	問題点としては、会費と補助金により運営している、非営利団体であることから継続的な財源確保が困難であると挙げられます。また、環境協力するに相応しい環境保全技術・システムの開発、構築におけるこれまで以上の努力が課題であると考えています。
21	愛媛県	新居浜市	国際交流 (外国人支援)	平成9年度から外国人のための日本語教室開設事業委託先...にはま日本語の会(20名)新居浜へ滞在している外国人対象に週2回(火、木)、日本語教室を開講する。	特になし 継続の予定です
22	長崎県	諫早市	国際交流	本市に滞在する留学生の支援 諫早国際協会 諫早日中友誼会	

. ODA中期政策への提言（JANIC、名古屋NGOセンター）